

R6 営繕 文化の森総合公園 徳・八万 図書館改修工事建築

■ 共通事項

■ 内部改修工事

図面番号	図面名	縮尺	図面番号	図面名	縮尺	図面番号	図面名	縮尺
A-00	表紙・図面目録 (1)	—	NA-01~07 欠番			NA-27	撤去矩計詳細図3	1/50
A-01	図面目録 (2)		NA-08	内部仕上表	1/700	NA-28	改修矩計詳細図3	1/50
A-02	営繕工事共通仕様書 (1)	—	NA-09	撤去2階平面図	—	NA-29	撤去矩計詳細図4	1/50 1/10
A-03	営繕工事共通仕様書 (2)	—	NA-10	改修2階平面図	1/200	NA-30	改修矩計詳細図4	1/50
A-04	営繕工事共通仕様書 (3)	—	NA-11	(改修建築)東立面図	1/200	NA-31	撤去2階天井伏図	1/200
A-05	改修工事特記仕様書 (1)	—	NA-12	(改修建築)南立面図	1/200	NA-32	改修2階天井伏図	1/200
A-06	改修工事特記仕様書 (2)	—	NA-13	(改修建築)2階建具配置図	1/200	NA-33	展開図1	1/50
A-07	改修工事特記仕様書 (3)	—	NA-14	(改修建築)3階建具配置図	1/200	NA-34	展開図2	1/50
A-08	改修工事特記仕様書 (4)	—	NA-15	(改修建築)塔屋階1建具配置図	1/200	NA-35	展開図3	1/50
A-09	改修工事特記仕様書 (5)	—	NA-16	建具リスト(1)	1/200 1/100	NA-36	展開図4	1/50
A-10	改修工事特記仕様書 (6)	—	NA-17	建具リスト(2)	1/200 1/100	NA-37	損傷調査表(内部)	—
A-11	付近見取図・全体配置図	1/1500	NA-18	建具リスト(3)	1/200 1/100	NA-38	損傷調査(内部)2階平面図	1/200
A-12	留意事項・参考工程表		NA-19	断面図1	1/200	NA-39	仮設足場平面図	1/200
			NA-20	断面図2	1/200	NA-40	仮設足場断面図	1/200
			NA-21	撤去詳細図1	1/30 1/10	NA-41	支障物件確認図(1)	1/200
			NA-22	改修詳細図1	1/30 1/10	NA-42	支障物件確認図(2)	1/200
			NA-23	撤去矩計詳細図1	1/50			
			NA-24	改修矩計詳細図1	1/50 1/10			
			NA-25	撤去矩計詳細図2	1/50 1/10			
			NA-26	改修矩計詳細図2	1/50 1/10			

課長	副課長	課長補佐	係長	課員	担当

■外壁改修工事

■防水改修工事

図面番号	図面名	縮尺	図面番号	図面名	縮尺	図面番号	図面名	縮尺	図面番号	図面名	縮尺
GA-O1~O7 欠番			GA-38	矩計詳細図1	1/50	BA-O1~O8 欠番			BA-39	撤去 矩計詳細図1	1/50
GA-O8	外部仕上表	——	GA-39	矩計詳細図2	1/50	BA-O9	外部仕上表	——	BA-40	改修 矩計詳細図1	1/50
GA-O9	(外壁改修)1階平面図	1/200	GA-40	矩計詳細図3	1/50	BA-10	撤去 2階平面図	1/200	BA-41	撤去 矩計詳細図2	1/50
GA-10	(外壁改修)2階平面図	1/200	GA-41	損傷調査表(外部)	——	BA-11	改修 2階平面図	1/200	BA-42	改修 矩計詳細図2	1/50
GA-11	(外壁改修)3階平面図	1/200	GA-42	損傷調査(外部)1階平面図	1/200	BA-12	撤去 3階平面図	1/200	BA-43	撤去 矩計詳細図3	1/50
GA-12	(外壁改修)塔屋階平面図1	1/200	GA-43	損傷調査(外部)2階平面図	1/200	BA-13	改修 3階平面図	1/200	BA-44	改修 矩計詳細図3	1/50
GA-13	(外壁改修)塔屋階平面図2	1/200	GA-44	損傷調査(外部)3階平面図	1/200	BA-14	撤去 塔屋階平面図1	1/200	BA-45	損傷調査(外部)2階平面図	1/200
GA-14	(外壁改修)東立面図	1/200	GA-45	損傷調査(外部)PH階平面図	1/200	BA-15	改修 塔屋階平面図1	1/200	BA-46	損傷調査(外部)3階平面図	1/200
GA-15	(外壁改修)南立面図	1/200	GA-46	仮設足場配置図	1/200	BA-16	撤去 塔屋階平面図2	1/200	BA-47	損傷調査(外部)PH階平面図	1/200
GA-16	(外壁改修)西立面図1.西立面図2	1/200	GA-47	仮設足場立面図(1)	1/200	BA-17	改修 塔屋階平面図2	1/200	BA-48	仮設足場配置図	1/200
GA-17	(外壁改修)北立面図1	1/200	GA-48	仮設足場立面図(2)	1/200	BA-18	(防水改修)東立面図	1/200	BA-49	仮設足場立面図(1)	1/200
GA-18	(外壁改修)北立面図2		GA-49	仮設足場断面図	1/200	BA-19	(防水改修)南立面図	1/200	BA-50	仮設足場立面図(2)	1/200
GA-19	1階建具配置図	1/200	GA-50	仮設足場計画図(1)	——	BA-20	(防水改修)西立面図.西立面図2	1/200	BA-51	仮設足場断面図	1/200
GA-20	2階建具配置図	1/200	GA-51	仮設足場計画図(2)	——	BA-21	(防水改修)北立面図	1/200	BA-52	支障物件確認図(1)	1/200
GA-21	3階建具配置図	1/200	GA-52	支障物件確認図(1)	1/200	BA-22	(防水改修)北立面図2	1/200	BA-53	支障物件確認図(2)	1/200
GA-22	塔屋階1建具配置図	1/200	GA-53	支障物件確認図(2)	1/200	BA-23	断面図1	1/200			
GA-23	建具リスト(1)	1/200 1/100	GK-O1	環境配慮計画図(3階)	1/200	BA-24	断面図2	1/200			
GA-24	建具リスト(2)	1/200 1/100	GK-O2	環境配慮計画図(塔屋階1)	1/200	BA-25	撤去 詳細図1	1/20			
GA-25	建具リスト(3)	1/200 1/100	GK-O3	環境配慮計画図(塔屋階2)	1/200	BA-26	改修 詳細図1	1/20			
GA-26	断面図1	1/200				BA-27	撤去 詳細図2	1/20			
GA-27	断面図2	1/200				BA-28	改修 詳細図2	1/20			
GA-28	詳細図1	1/30 1/10				BA-29	撤去 詳細図3	1/30			
GA-29	詳細図2	1/100 1/20				BA-30	改修 詳細図3	1/30			
GA-30	詳細図3	1/20				BA-31	撤去 詳細図4	1/20			
GA-31	詳細図4	1/30				BA-32	改修 詳細図4	1/20 1/50			
GA-32	詳細図5	1/20 1/50				BA-33	撤去 詳細図5	1/20			
GA-33	詳細図6	1/20				BA-34	改修 詳細図5	1/20			
GA-34	室外機置場2展開図	1/50				BA-35	撤去 詳細図6	1/20			
GA-35	詳細図7	1/20 1/50				BA-36	改修 詳細図6	1/20			
GA-36	スカイライト展開図	1/200				BA-37	撤去.改修 詳細図7	1/20 1/30			
GA-37	撤去.改修詳細図8	1/20				BA-38	撤去.改修 詳細図8	1/20			

徳島県土木整備部営繕課	工事名 R6 営繕 文化の森総合公園 徳・八万 図書館改修工事建築	図面番号 A-01	(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第157348号 山田 昇
	図面名 図面目録 (2)	縮尺 ——	

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項								
一章 一般 共通事項	I. 工事概要		一章 一般 共通事項	8. 施工体制台帳及び施工体系図	<p>◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）</p> <p>(1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。</p> <p>(2)施工体系図の作成及び掲示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>(3)警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。</p> <p>(4)運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。</p> <p>(5)施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。 ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。</p> <p>(6)再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。</p>	一章 一般 共通事項	◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。									
	1. 工事名称 R 6 営繕 文化の森総合公園 徳・八万 図書館改修工事建築	◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。		◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。												
一般 共通事項	2. 工事場所 徳島市八万町向寺山		9. 電気保安技術者等	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。	◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。	一般 共通事項	◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。									
	3. 建物概要	<table border="1"> <tr><td>建物名称</td><td>文化の森総合公園 図書館</td></tr> <tr><td>構造・規模</td><td>SRC造 地上3階建・塔屋2階建</td></tr> <tr><td>敷地面積</td><td>約40ha</td></tr> <tr><td>延床面積</td><td>8,989 (m²)</td></tr> <tr><td>消防法施行令別表第1の区分</td><td>(8)項</td></tr> </table>		建物名称	文化の森総合公園 図書館		構造・規模	SRC造 地上3階建・塔屋2階建	敷地面積	約40ha	延床面積	8,989 (m ²)	消防法施行令別表第1の区分	(8)項	◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。	◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
建物名称	文化の森総合公園 図書館															
構造・規模	SRC造 地上3階建・塔屋2階建															
敷地面積	約40ha															
延床面積	8,989 (m ²)															
消防法施行令別表第1の区分	(8)項															
一般 共通事項	4. 工事種目	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>工事概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築一式工事</td> <td>・2階内部改修工事 ・外壁改修工事 ・防水改修工事</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種目	工事概要	建築一式工事	・2階内部改修工事 ・外壁改修工事 ・防水改修工事									◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。	◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
	種目	工事概要														
建築一式工事	・2階内部改修工事 ・外壁改修工事 ・防水改修工事															
一般 共通事項	5. その他	本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。	◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。	◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。												
	II. 営繕工事共通仕様書		◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。	◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。												
一般 共通事項	項目	特記事項	◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。	◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。												
	1. 適用基準	<p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。） 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版 敷地調査共通仕様書 令和4年版 <p>また、次の図書（国土交通大臣官庁官庁営繕部監修）を参考とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。） 建築改修工事監理指針（令和4年版） 電気設備工事監理指針（令和4年版） 機械設備工事監理指針（令和4年版） 	◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。	◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。												
一般 共通事項	2. 優先順位	<p>設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 質問回答書（②から⑤に対するもの） 補足説明書 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む） 図面 公共建築工事標準仕様書等 	◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。	◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。												
	3. 工事実績データの登録	<p>(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。</p> <p>(a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(d) 訂正時は、適宜とする。</p> <p>なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>(2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。</p> <p>なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p>	◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。	◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。												
一般 共通事項	4. 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。	◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。	◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。												
	5. 工事の着手	受注者は、設計図面に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。	◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。	◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。												
一般 共通事項	6. 施工計画書等	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。</p>	◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。	◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。												
	7. 下請負人の選定	◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。	◎受注者は、高さ2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。	◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。												
		徳島県県土整備部営繕課	・工事名 R 6 営繕 文化の森総合公園 徳・八万 図書館改修工事建築	・図面番号 A-02	(株)徳島総合コンサル1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第157348号 山田 昇											
			・図面名 営繕工事共通仕様書 (1)	・縮尺												

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
一章	一般共通事項	<p>掲示する。</p> <p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。 また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎資源有効利用促進法」という及び建設工建設リサイクル法に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 (1)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 (2)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3)受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 (4)受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 (5)受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 (6)受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 (7)受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>◎再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>◎建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は、「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>◎建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料、設備器材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。</p> <p>◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備器材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。</p> <p>◎県産木材の原則使用 (1) 受注者は、工事的目的及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p>	一章	一般共通事項	<p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の原則使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>県内産資材（次のいずれかに該当するもの） (1) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 (2) 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>◎県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。 なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。</p> <p>◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は當緒課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。 ◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理</p>	一章	一般共通事項	<p>値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な措置をとること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。</p> <p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎低騒音・低振動型建設機械 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。</p> <p>◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事に於いて使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了後「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。</p> <p>◎受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。 (1) 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事 (2) 当初請負金額が200万円未満の工事</p> <p>◎受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。 ・当初請負対象金額（設計金額）3千円未満の工事 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ・当初請負対象金額（設計金額）3千円以上の工事 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 (注) 洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 (注) 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> <p>◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p>
13.	材料・製品等		14.	化学物質を発生する建築材料等		17.	遠隔臨場の試行	
			15.	施工		18.	工事看板等	
						19.	仮設トイレ	
						20.	設計変更箇所確認	
						・工事名 R6営繕 文化の森総合公園 徳・八万 図書館改修工事建築 ・図面番号 A-03 ・縮尺 _____		(株)徳島総合コンサルタント級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第157348号 山田 昇
						徳島県県土整備部営繕課 営繕工事共通仕様書（2）		

章	項 目	章	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項																		
一 章 一 般 共 通 事 項	<p>21. 工事検査及び技術検査</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1" data-bbox="359 212 940 315"> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </table> <p>(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 (注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事後、中間検査を実施する。</p> <p>◎外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現場確認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施について監督員と協議すること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	<p>25. 室内空気中の化学物質の濃度測定</p>	<p>◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学 校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン 学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン 採取器具は受注者にて用意すること。</p> <table border="1" data-bbox="1279 243 1852 302"> <tr> <th>測 定 対 象 室</th> <th>測定箇所数</th> </tr> <tr> <td>図書室4箇所、研究室1箇所、撮影室1箇所</td> <td>6箇所</td> </tr> </table> <p>測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準（平成13年 国土交通省告示第1347号）第56-3（3）「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・パッシブ型採取機器を用いる方法 パッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1)30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む）を開放し、30分間換気する。 (2)5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。 (3)測定 イ (2) の状態のまま測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間帯の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※ (1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。 (4)分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 (5)測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、現場監督員と対応方法について協議すること。</p>	測 定 対 象 室	測定箇所数	図書室4箇所、研究室1箇所、撮影室1箇所	6箇所			
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																							
3千万円未満	—	1回																							
3千万円以上5千万円未満	—	2回																							
5千万円以上1億円未満	1回	2回																							
1億円以上	2回	3回																							
測 定 対 象 室	測定箇所数																								
図書室4箇所、研究室1箇所、撮影室1箇所	6箇所																								
22. 完成図等	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p> <p>◎提出書類 ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による。） ・工事写真（電子データ2部） ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部） ・保全に関する資料 ・その他監督員が指示する図書（必要部数）</p> <p>◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着事前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1" data-bbox="359 1087 798 1171"> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </table>	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ	<p>26. 公共事業労務費調査</p>	<p>(1)当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 (2)調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 (3)公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 (4)受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p>														
区 分	サ イ ズ																								
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ																								
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ																								
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ																								
23. デジタル工事写真の 小黒板情報電子化	<p>◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。</p> <p>◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>	<p>27. 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除</p>	<p>(1)受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（（2）に規定する場合は、下請人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。 (2)受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。 (3)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (4)受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じ生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。 (5)受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。 (6)受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p>																						
24. 火災保険	<p>◎火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条） (1)対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。 (2)付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等） (3)付保する時期及び金額 請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。 (4)保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。 (5)その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p>																								
				<p>・工事名 R6 宮 徳島の森総合公園 徳・八万 図書館改修工事建築</p>	<p>・図面番号 A-04</p>	<p>(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第157348号 山田 昇</p>																			
				<p>・図面名 宮繕工事共通仕様書 (3)</p>	<p>・縮尺</p>																				

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																																																																																																															
III.	改修工事特記仕様書		1	1. 施工条件	<p>◎施工条件は次による。</p> <p>(1) 別途発注工事（関連工事）に関すること 本工事に関連する別途発注工事は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> R 6 営繕 文化の森総合公園 徳・八万 図書館改修工事電気 R 6 営繕 文化の森総合公園 徳・八万 図書館改修工事空調 <p>(2) 工事工程に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記関連工事と施工上の各種調整を入念に行い、現場納まり上のトラブルや工程の遅延防止等に努めること。 本工事の受注者は、現場の着手に当たり、本工事完成までのマスター工程表を作成し、上記関連工事の受注者に共有の上、特定の（ひとつの）工事の工程にシワ寄せがいくことがないよう、受注者間で入念な工程調整を行うこと。 なお、完成したマスター工程表を適宜フォローアップし、最終版を竣工書類に装丁すること。 実施工程表は、マスター工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、工事関係者（発注者の監督員、施設関係者（図書館を含む公園内の各棟（博物館・美術館等）の管理者）及び工事監理者）へ提出し、承認を得ること。 本工事が本格的に実施される期間中は図書館を休館する計画としているが、公園内の別棟は開館（運営を継続）してしている状態であることから、開館中の施設において実施される催事により施工時期が制限される場合があるので、施設関係者との調整・情報共有を適宜行い、工程の遅延防止等に努めること。 (3) 工事現場の状況・施工上の制約等に関すること 施工時間は、原則 8:00～17:00までとする。ただし、事前に施設関係者と協議し承諾が得られた場合や、夜間、休日及び施設の休館日の作業となる工程についてはこの限りでない。 本工事は、別棟が開館中の工事となることから、施設利用者の動線及び安全の確保は必須であり、また、開館中の施設において実施される催事に影響を及ぼさない配慮が必要となる。受注者は、これらの施設制約を十分認識し、仮設計画、工事計画を立案し、着手前に施設関係者との調整を図るものとする。 また、工事範囲内外を問わず、関わるすべての場所において、整理整頓、清潔の保持及び仮設物の点検を日常的に実施する等、施設利用者の安全・衛生の確保に努めること。 本工事は、別棟が開館中の工事となることから、当該施設の運営に影響を及ぼす資機材の搬入・搬出、騒音、振動、既存建物の停電・断水等を伴う工程は、事前に施設関係者にその概要を説明し、承認を得ること。 工事区域外における行為（工事車両の通行等）で敷地内を使用する際は、事前に施設関係者にその概要を説明し、承諾を得ること。 工事対象施設内では、工事区域外への無用な立入りは厳に禁ずるものとする。 本工事で設置する足場、揚重機及び仮設物は、必要に応じ関連工事に無償で使用させること。 (4) 施工計画・施工図等に関すること 現場着手前に工事範囲について入念な現地調査を行うと共に、施設関係者へのヒアリングを実施する等し、その結果を施工計画・仮設計画・施工図等の作成に十分活用すること。 工事の施工に必要な各種施工図・総合図等の作成に当たっては、関連工事との納まり等を受注者間で入念に調整・検討すると共に、本工事受注者が施工図のとりまとめや現場の進行管理等を主体的に実施すること。特に、建物内の隠蔽部分（天井裏等）においては、既存建物躯体（梁・壁等）をはじめ、各種設備機器や配管・配線類が混在することから、関連工事の各々がこれらの状況を把握し、各種規定の遵守や機能が確保・発揮される納まりを目指し、また、完成後の維持管理にも配慮された納まりとなるよう、入念に調整・検討を施すこと。 <p>◎交通誘導警備員 交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に60日間配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（義務付けられている・義務付けられていない）。 警備員は、延120人（昼120人、夜0人：うち検定合格警備員0人）を見込んでいる。 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。 	4.	建設発生土の処理	<p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産業処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。</p> <p>また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>◎建設発生土の処理については、「3章 土工事」に記載している。なお、場外抛出が指定されている場合において、指定された処分場以外で処分する場合は監督員の承諾を得ること。なお、増額変更の対象とはしない。</p> <p>◎他工事との取り扱い区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>空調工事</th> <th>その他</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天井埋込箇所の天井材の切込み</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器天井開口墨出</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>点検口の検討</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上取付場所の検討</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>機械警備設備施工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防煙たれ壁の改修</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上配線の離縁</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>図書室 主エリア部分 照明器具及び空調吹出口の取付支持材</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井伏図（総合図）の作成</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床配線器具の取外し復旧</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上タイルカーペット開口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雷保護設備 笠木部分工事</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雷保護設備 陸屋根部分工事</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	建築工事	電気工事	空調工事	その他	備考	天井埋込箇所の天井材の切込み	○					設備機器天井開口墨出		○	○			同上補強	○					点検口の検討	○					同上取付場所の検討	○	○	○			機械警備設備施工				○		防煙たれ壁の改修	○					同上配線の離縁		○				図書室 主エリア部分 照明器具及び空調吹出口の取付支持材		○				天井伏図（総合図）の作成	○	○	○			床配線器具の取外し復旧		○				同上タイルカーペット開口	○					雷保護設備 笠木部分工事	○					雷保護設備 陸屋根部分工事		○				6.	技能士の適用	<p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印 … 適用作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>○ とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・ 鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・ コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>・ 型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>・ 構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>防水施工</td> <td>・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ○ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ○ シーリング防水工事作業 ・ 改質アパルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アパルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>○ タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>・ 大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい</td> <td>建築板金 かわらぶき</td> <td>○ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>建築板金</td> <td>○ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>○ 左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>建具製作</td> <td>・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ ビル用サッシ施工作业</td> </tr> <tr> <td></td> <td>サッシ施工</td> <td>○ ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラス施工</td> <td>○ ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>○ 建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>内装</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td>・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ○ カーベツク系床仕上げ工事作業 ○ 鋼製下地工事作業 ○ ボード仕上げ工事作業 ○ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業 ・ 表具作業 ・ 壁装作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表装</td> <td>・ 表具作業 ・ 壁装作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・ 建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>植栽</td> <td>造園</td> <td>・ 造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷凍空調調和機器施工</td> <td>・ 冷凍空調調和機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table>	工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	○ とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業	鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業	防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ○ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ○ シーリング防水工事作業 ・ 改質アパルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アパルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業	タイル	タイル張り	○ タイル張り作業	木	建築大工	・ 大工工事作業	屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	○ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業	金属	建築板金	○ 内外装板金作業	左官	左官	○ 左官作業	建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ ビル用サッシ施工作业		サッシ施工	○ ガラス工事作業		ガラス施工	○ ガラス工事作業	塗装	塗装	○ 建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ○ カーベツク系床仕上げ工事作業 ○ 鋼製下地工事作業 ○ ボード仕上げ工事作業 ○ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業 ・ 表具作業 ・ 壁装作業		表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業	配管	配管	・ 建築配管作業	植栽	造園	・ 造園工事作業	機械設備	冷凍空調調和機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業	2	1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告する。
項目	建築工事	電気工事	空調工事	その他	備考																																																																																																																																																																		
天井埋込箇所の天井材の切込み	○																																																																																																																																																																						
設備機器天井開口墨出		○	○																																																																																																																																																																				
同上補強	○																																																																																																																																																																						
点検口の検討	○																																																																																																																																																																						
同上取付場所の検討	○	○	○																																																																																																																																																																				
機械警備設備施工				○																																																																																																																																																																			
防煙たれ壁の改修	○																																																																																																																																																																						
同上配線の離縁		○																																																																																																																																																																					
図書室 主エリア部分 照明器具及び空調吹出口の取付支持材		○																																																																																																																																																																					
天井伏図（総合図）の作成	○	○	○																																																																																																																																																																				
床配線器具の取外し復旧		○																																																																																																																																																																					
同上タイルカーペット開口	○																																																																																																																																																																						
雷保護設備 笠木部分工事	○																																																																																																																																																																						
雷保護設備 陸屋根部分工事		○																																																																																																																																																																					
工事種目	技能検定職種	技能検定作業																																																																																																																																																																					
仮設	とび	○ とび作業																																																																																																																																																																					
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業																																																																																																																																																																					
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業																																																																																																																																																																					
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業																																																																																																																																																																					
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業																																																																																																																																																																					
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ○ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ○ シーリング防水工事作業 ・ 改質アパルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アパルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業																																																																																																																																																																					
タイル	タイル張り	○ タイル張り作業																																																																																																																																																																					
木	建築大工	・ 大工工事作業																																																																																																																																																																					
屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	○ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業																																																																																																																																																																					
金属	建築板金	○ 内外装板金作業																																																																																																																																																																					
左官	左官	○ 左官作業																																																																																																																																																																					
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ ビル用サッシ施工作业																																																																																																																																																																					
	サッシ施工	○ ガラス工事作業																																																																																																																																																																					
	ガラス施工	○ ガラス工事作業																																																																																																																																																																					
塗装	塗装	○ 建築塗装作業																																																																																																																																																																					
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ○ カーベツク系床仕上げ工事作業 ○ 鋼製下地工事作業 ○ ボード仕上げ工事作業 ○ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業 ・ 表具作業 ・ 壁装作業																																																																																																																																																																					
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業																																																																																																																																																																					
配管	配管	・ 建築配管作業																																																																																																																																																																					
植栽	造園	・ 造園工事作業																																																																																																																																																																					
機械設備	冷凍空調調和機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業																																																																																																																																																																					
2.	ベンチマーク	◎設計GLの設定は、BM（ ）を±0とし、NGLはBM±（ ）mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。																																																																																																																																																																					
3.	足場等	◎仮設材及び経年仮設材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②（一社）仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設材の管理指針」に基づく（一社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用にも努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。 ◎外部足場（種類：枠組木足場、仕様：2枚布、D=90cm、シート仕様：ネット状シート防災1類） ・ 壁つなぎ間隔（水平方向：8 m以下、鉛直方向：9 m以下） ・ 足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（標仕2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の(2)「手すり据置方式」により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)「手すり先行専用足場方式」により行うことができる。 ◎内部足場（種類：くさび締結式棚足場）抜け止め機能付型（手すり先行型）とする。 簡易部分は、脚立、足場板等による。 ◎仮囲い（仕様：成形鋼板、H= 2.0 m、L= 131 m）（図示の通り） ◎ゲート（有・無、仕様：キャスターゲート） ◎足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。 ◎足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。 ◎受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。 ◎石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場緊ぎ用アンカーの穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）を遵守し作業を行うこと。																																																																																																																																																																					
4.	養生	◎既存部分の養生範囲は図示による。（養生方法：床、階段の大理石張りをラワンベニヤ養生） ◎既存部分の家具等の養生範囲は図示による。（養生方法：内部書架、壁面高書架及び低書架をビニールシート養生） ◎仮間仕切りは、（A種・B種・C種）とする。 ◎監督員事務所は（設ける（面積 m ² 程度）・設けない） ◎既存電力利用（出来る・出来ない）、電力料金（有償・無償） ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存水利用（出来る・出来ない）、水料金（有償・無償） ただし、施設管理者と協議すること。																																																																																																																																																																					
5.	監督員事務所	◎監督員事務所は（設ける（面積 m ² 程度）・設けない）																																																																																																																																																																					
6.	工事用用水、電力等	◎既存電力利用（出来る・出来ない）、電力料金（有償・無償） ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存水利用（出来る・出来ない）、水料金（有償・無償） ただし、施設管理者と協議すること。																																																																																																																																																																					
7.	工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	◎同用地は、（図示の場所に・用意していないので業者にて）設けること。 ただし、施設管理者と協議すること。																																																																																																																																																																					
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																																																																																																															
3	1. 根切り	◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。 ◎敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。 ◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業（深さ30cm程度）とするか、バケツに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同層以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。	1	2. 排水	◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。	1	3. 埋め戻し及び盛土	◎使用土は（A種・B種・C種・D種）場内発生土とし、機器により締め固める。																																																																																																																																																															
2.	排水	◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。	2.	地均し	◎建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。 ◎地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐える程度に締め固める。	2.	4. 地均し	◎建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。 ◎地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐える程度に締め固める。																																																																																																																																																															
3.	建設発生土の処理	◎場内敷き均しとする。	3.	建設発生土の処理	◎場内敷き均しとする。	3.	建設発生土の処理	◎場内敷き均しとする。																																																																																																																																																															

	徳島県県土整備部営繕課	・工事名 R 6 営繕 文化の森総合公園 徳・八万 図書館改修工事建築	・図面番号 A-05	(株) 徳島総合コンサルタント級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第157348号 山田 昇
		改修工事特記仕様書 (1)	・縮尺	

章 項目	特 記 事 項	章 項目	特 記 事 項	章 項目	特 記 事 項																																																																																																															
3章 改修躯体工事 ② (コンクリート工事)	<p>1. 一般事項</p> <p>◎コンクリートの種別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I 類 (JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) ・ II 類 (JIS A 5308への適合したコンクリート) <p>◎設計基準強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc (N/mm2)</th> <th>調合管理強度 Fn (N/mm2)</th> <th>スランブ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m3)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通コンクリート</td> <td>Fc=18N/mm2</td> <td>Fc+S</td> <td>SL=15cm</td> <td>無</td> <td>I 類</td> <td>(2.3t)/m3</td> <td>排水溜枒</td> </tr> <tr> <td>普通コンクリート</td> <td>Fc=21N/mm2</td> <td>Fc+S</td> <td>SL=15cm</td> <td>有</td> <td>I 類</td> <td>(2.1t)/m3</td> <td>鉄骨階段基礎</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度 (Fc) に構造体強度補正值 (S) を加えた値とする。なお、構造体強度補正值 (S) は標仕 表6.3.2(1)よりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢 28日までの予想平均気温に応じて定める。</p> <p>◎コンクリートの強度試験</p> <p>コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4週強度確認 <p>原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。</p> <p>2. コンクリートの仕上がり</p> <p>◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕表6.2.3による。</p> <p>◎合板せき板を用いる打放し上げの種別は (A ・ B ・ C) 種とする。</p> <p>◎コンクリートの仕上りの平たんさは、標仕表6.2.5による。</p> <p>3. 普通コンクリート</p> <p>◎セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント) ・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種) とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高炉セメントB種適用箇所 () ・ フライアッシュセメントB種適用箇所 () <p>◎骨材は、標仕6.3.1 (2) による。</p> <p>◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用 (できる ・ できない) 。</p> <p>◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m3以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。</p> <p>◎試験りは (行う ・ 行わない) 。</p> <p>◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。</p> <p>◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 <p>アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m3に含まれるアルカリ総量をNa2O (エヌエーツーオー) 換算で3.0kg以下にする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 <p>JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (3) 安全と認められる骨材の使用 <p>骨材のアルカリシリカ反応性試験 (化学法またはモルタルバー法) の結果で無害と確認された骨材を使用する。</p> <p>試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (化学法) またはJIS A 5308 (レディミクストコンクリート) の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (モルタルバー法) またはJIS A 5308 (レディミクストコンクリート) の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (モルタルバー法)」による。</p> <p>◎混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1 (4) によることとし、監督員の承認を受けること。</p> <p>4. 打継ぎの位置</p> <p>ひび割れ誘発目地</p> <p>打継ぎ目地</p> <p>◎打継ぎの位置</p> <p>梁及びスラブ (・ スパンの中央又は端から1/4付近 ・ 図示による)</p> <p>柱及び壁 (・ スラブ、梁又は基礎の上端 ・ 図示による)</p> <p>◎コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標仕9.7.3 [目地寸法] (1) (ア) による。</p> <p>◎ひび割れ誘発目地の位置 (・ 図示による ・)</p> <p>4. レディミクストコンクリート工場の指定</p> <p>◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の手続きを受ける。</p> <p>5. 型枠</p> <p>◎型枠は、(県産木製型枠 ・ 合板) ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック) とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (ア)</td> <td>A 種</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (イ)</td> <td>B 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (イ)</td> <td>C 種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>標仕6.8.2 (2) (イ)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td>複合板</td> <td>12mm</td> <td>排水溜枒、鉄骨階段基礎</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎スリーブの材質 ()</p>	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm2)	調合管理強度 Fn (N/mm2)	スランブ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m3)	適用箇所	普通コンクリート	Fc=18N/mm2	Fc+S	SL=15cm	無	I 類	(2.3t)/m3	排水溜枒	普通コンクリート	Fc=21N/mm2	Fc+S	SL=15cm	有	I 類	(2.1t)/m3	鉄骨階段基礎																	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし				標仕6.8.2 (2) (ア)	A 種	あり				標仕6.8.2 (2) (イ)	B 種	なし				標仕6.8.2 (2) (イ)	C 種	なし				標仕6.8.2 (2) (イ)	普通型枠	なし	複合板	12mm	排水溜枒、鉄骨階段基礎	<p>6. 無筋コンクリート</p> <p>◎打ち放し仕上げの打ち増し厚さは (20) mmとし、打ち増しの範囲は図示による。</p> <p>◎打ち放し仕上げのコーンは原則、Pコンとする。また脱型後の穴埋めは、樹脂モルタルにより打ち放し面より2mm程度、引込める。</p> <p>◎無筋コンクリートは、次の場合に適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 捨コンクリート ・ 補強筋を必要としないコンクリート <p>◎設計基準強度 (18) N/mm2 、スランブ (15) cm</p> <p>◎適用箇所：</p>	<p>3章 改修躯体工事 ① (鉄筋工事)</p> <p>1. 材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD295</td> <td>D16以下</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>JIS G 3551</td> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td>網目の形状： 寸法： 径：</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 材料試験</p> <p>◎材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承認を得ること。</p> <p>3. 鉄筋の継手及び定着</p> <p>◎鉄筋の継手は (重ね継手 ・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手) とする。原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。</p> <p>◎鉄筋の継手の位置は図示による。</p> <p>◎結束線の端部は内側に折り曲げる。</p> <p>◎柱、梁の主筋は、(・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手) とする。</p> <p>◎耐力壁の鉄筋を重ね継手とする場合、重ね継手の長さは () mmとする。</p> <p>◎先組み工法の柱、梁の主筋の継手は同一箇所としてもよい。</p> <p>◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材質等について監督員の承認を得ること。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。ただし、地階を有しない階土間を除く。</p> <p>◎鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。</p> <p>◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。</p>	規格番号	規格名称	種類の記号	径 (mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	D16以下	—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—	JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：		<p>4. 工作一般</p> <p>◎高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等は図示による。</p> <p>◎床書き現寸図は作成 (する ・ しない) 。</p> <p>◎鉄骨の製作精度は、標仕7.3.3及びH12建告第1464号第二号イによる。H12建告第1464号第二号イ (1) (2) のただし書きによる補強は、「突き合わせ継手の食い違いのずれの検査・補強マニュアル」による。</p> <p>◎仮設のため鉄骨に補助材等取付け及び貫通孔等を設ける場合は、工場溶接を原則とし、現場溶接となる場合は監督員の承認を得ること。</p> <p>◎仮組を (実施する ・ 実施しない) 。</p> <p>◎溶接作業は、工場作業を原則とする。ただし、やむを得ない場合は監督員の承認を得ること。</p> <p>◎溶接技能者に対して、技量付加試験を (行う ・ 行わない) 。</p> <p>◎開先の形状は構造図による。</p> <p>◎溶接部の余盛り高さは、JASS6 付則6 [鉄骨精度検査基準] 付表3 [溶接] による。</p> <p>◎スカラップの形状は、図示による。</p> <p>◎鋼製エンドタブの切断は (行う ・ 行わない) 。行う場合は図示による。</p> <p>◎エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジ等の端から、1~5mm残して、部材断面を欠損しないよう直線上に切断する。なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。</p> <p>◎低応力高サイクル疲労を受ける部位は、図示による。</p> <p>◎完全溶込み溶接部は超音波探傷試験を (行う ・ 行わない) 。</p> <p>試験を行う場合の平均出検査品質限界 (AQL) は (2.5% ・ 4%) とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験の種類</th> <th>試験箇所</th> <th>試験数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>超音波探傷試験</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>6. スタッド溶接及びデッキプレート溶接</p> <p>◎デッキプレートを鉄骨部材に溶接する工法は、次による。(アークスポット溶接 ・ 隅肉溶接 ・ 焼抜き栓溶接)</p> <p>◎スタッド溶接完了後は、試験記録を作成し、監督員の承認を得ること。</p> <p>7. 工事現場施工</p> <p>◎鉄骨建方の精度は、(社) 日本建築学会「建築工事標準仕様書-6.鉄骨工事付則-6.鉄骨精度検査基準」による。ただし以下のものは図面による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に精度を必要とする構造物あるいは構造物の部分。 ・ 軽微な構造物あるいは構造物の部分。 <p>◎建方用アンカーボルトを (使用する ・ 使用しない) 。</p> <p>◎建方 (及び付属鉄骨) 用アンカーボルトの形状及び寸法は図示による。</p> <p>◎構造用アンカーボルトを (使用する ・ 使用しない) 。</p> <p>◎構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状及び寸法は図示による。</p> <p>◎アンカーボルトの保持及び埋込み工法は (A ・ B) 種とする。</p> <p>◎柱底均しモルタル工法は (A ・ B) 種とし、厚さは図示による。A種の場合の無収縮モルタルは、製造所の仕様による。</p> <p>8. 軽量形鋼構造</p> <p>◎普通ボルトには、二重ナットなどにより戻止めを行う。ただし、胴縁、母屋類は除く。また、ボルト締め後のネジ山は、3山以上出るようとする。</p> <p>◎形鋼、鋼板類の垂鉛めっきは、標仕 表14.2.2による。</p> <p>9. 溶融垂鉛めっき工法</p> <p>◎摩擦面の処理は、(プラスト処理 ・ リン酸塩処理) とする。</p> <p>◎プラスト処理とする場合は、5.高力ボルト接合同様の方法で表面粗度50µmRz以上の確認を行う。</p> <p>◎リン酸塩処理とする場合は、すべり耐力等を確認するものとし、確認方法は (すべり試験) とする。すべり試験の要領は、溶融垂鉛めっき高力ボルト技術協会の「めっき高力ボルト接合設計施工指針」による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>表面処理方法</th> <th>板厚</th> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>記号又は等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A種</td> <td>溶融垂鉛めっき</td> <td>6mm以上</td> <td>JIS H 8641</td> <td>溶融垂鉛めっき</td> <td>HDZT 77</td> </tr> </tbody> </table>	試験の種類	試験箇所	試験数	備考	超音波探傷試験				種別	表面処理方法	板厚	規格番号	規格名称	記号又は等級	A種	溶融垂鉛めっき	6mm以上	JIS H 8641	溶融垂鉛めっき	HDZT 77
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm2)	調合管理強度 Fn (N/mm2)	スランブ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m3)	適用箇所																																																																																																													
普通コンクリート	Fc=18N/mm2	Fc+S	SL=15cm	無	I 類	(2.3t)/m3	排水溜枒																																																																																																													
普通コンクリート	Fc=21N/mm2	Fc+S	SL=15cm	有	I 類	(2.1t)/m3	鉄骨階段基礎																																																																																																													
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																																																																																															
県産木製型枠	—	なし																																																																																																																		
標仕6.8.2 (2) (ア)	A 種	あり																																																																																																																		
標仕6.8.2 (2) (イ)	B 種	なし																																																																																																																		
標仕6.8.2 (2) (イ)	C 種	なし																																																																																																																		
標仕6.8.2 (2) (イ)	普通型枠	なし	複合板	12mm	排水溜枒、鉄骨階段基礎																																																																																																															
規格番号	規格名称	種類の記号	径 (mm)																																																																																																																	
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	D16以下																																																																																																																	
—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	—																																																																																																																	
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：																																																																																																																		
試験の種類	試験箇所	試験数	備考																																																																																																																	
超音波探傷試験																																																																																																																				
種別	表面処理方法	板厚	規格番号	規格名称	記号又は等級																																																																																																															
A種	溶融垂鉛めっき	6mm以上	JIS H 8641	溶融垂鉛めっき	HDZT 77																																																																																																															
		<p>3章 改修躯体工事 ③ (鉄骨工事)</p> <p>1. 一般事項</p> <p>◎製作工場は、国土交通大臣の認定による (J) グレード工場とし、その証明となる資料を監督職員に提出する。</p> <p>◎鉄骨製作工場には施工管理技術者を (置く ・ 置かなくともよい)</p> <p>◎工事現場には、鉄骨製作工場名等を記載した板 (30~35×45cm) (H.4.9.30 住指発第347号) を掲示すること。</p> <p>◎鋼材は次による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類の記号</th> <th>規格番号・規格名称等</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SS400</td> <td>JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材</td> <td>鉄骨階段</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎構造用アンカーボルトの材質は (ABR400 ・ ABR490) とする。</p> <p>◎建方用アンカーボルトの材質は (SS400 ・ SS490 ・ SNR400B) とする。</p> <p>◎溶接材料は、母材の種類、寸法及び溶接条件に相応したもので、製作工場の通常使用のものとする。</p> <p>◎ターンバックル 鋼の種類 (割棒式 ・ バイプ式)</p> <p>ボルトの種類 (羽子板ボルト ・ 両ねじボルト ・ アイボルト)</p> <p>ねじの呼び及びターンバックルの呼び長さは、(M6~M33) × () mmとする。</p> <p>◎床構造用のデッキプレート 材質 (SDP1T、2.3、SDP1TG、2G)</p> <p>形状及び寸法は図示による。</p> <p>◎柱底均しモルタルを無収縮モルタルとする場合は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ セメントは、JIS R 5210による普通又は早強ポルトランドセメントとする。 ・ 混和材は、膨張材セメント系 (酸化カルシウム、カルシウム・サルフォ・アルミネート等によって膨張する性質を利・用するもの) とする。 ・ 砂、配合比等は、製造所の仕様による。 ・ 無収縮モルタルの品質及び試験方法は、標仕 表7.2.5による。 <p>◎JIS規格品は、材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承認を得ること。</p> <p>◎トルシア形高力ボルトは、製品に対する製造管理方法及び品質管理試験の結果を、監督員に提出し承諾を受けること。</p> <p>◎板厚方向の引張試験を (行う ・ 行わない) 。</p> <p>2. 材料</p> <p>3. 材料試験</p>	種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所	SS400	JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材	鉄骨階段				<p>・ 工事名 R 6 営繕 文化の森総合公園 徳・八万 図書館改修工事建築</p> <p>・ 図面番号 A-06</p> <p>・ 縮尺 _____</p> <p>・ (株) 徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第157348号 山田 昇</p>																																																																																																								
種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所																																																																																																																		
SS400	JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材	鉄骨階段																																																																																																																		
	徳島県土整備部営繕課		改修工事特記仕様書 (2)																																																																																																																	

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																																																																																																																																																																																																	
4章 外壁 改修 工事	1. 外壁改修の施工数量及び調査方法	<p>◎当工事の積算計上数量は、1階部分の調査数量を調査し、全体数量との面積比率により算定した数量の70%を計上している。</p> <p>◎施工数量は、次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。（設計変更単価は、単価で行う）</p> <p>◎外部足場設置後、施工数量調査を行う。</p> <p>◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者（製造所等）に依頼すること。</p> <p>◎コンクリート打放し仕上げ外壁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠損部</th> <th>浮き部</th> <th>目地部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹脂注入工法</td> <td>工法：自動式低圧 樹脂注入工法 注入量：25ml/本 注入間隔：200mm～300mm 樹脂：JIS6024</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>リカットシール材充填工法</td> <td>材料：可とう性樹脂シール材：ポリウレタン系</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シール工法</td> <td>材料：シール材製造所指定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填工法</td> <td></td> <td>材料：樹脂樹脂樹脂樹脂欠損部(1箇所0.25㎡未満)、プライマー・充填材製造所の指定する製品</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ポリマーセメントモルタルの製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎タイル張り仕上げ外壁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠損部</th> <th>浮き部</th> <th>目地部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹脂注入工法</td> <td>工法：自動式低圧 樹脂注入工法 注入量：25ml/本 注入間隔：200mm～300mm 樹脂：JIS6024</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイル部分張替工法</td> <td></td> <td>接着剤：一液反応硬化形 変成シリコン接着剤 (JISA6557)</td> <td>接着剤：一液反応硬化形 変成シリコン接着剤 (JISA6557)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイル張替工法</td> <td></td> <td>工法：マスク張り</td> <td>工法：マスク張り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法</td> <td></td> <td></td> <td>樹脂：JIS6024 注入量：25ml/本 ピン本数 一般：16本/m2 指定：25本/m2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法</td> <td></td> <td></td> <td>樹脂：JIS6024 注入量：25ml/本 注入口：12～20個/m2 ピン本数 一般：13本/m2 指定：20本/m2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法</td> <td></td> <td></td> <td>注入量：50ml/本 注入口：12～20個/m2 ピン本数 一般：13本/m2 指定：20本/m2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法</td> <td></td> <td></td> <td>樹脂：JIS6024 注入量：25ml/本 ピン本数 一般：9本/m2 指定：16本/m2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法</td> <td></td> <td></td> <td>樹脂：JIS6024 注入量：25ml/本 注入口：9～16個/m2 ピン本数 一般：9本/m2 指定：16本/m2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法</td> <td></td> <td></td> <td>注入量：50ml/本 注入口：9～16個/m2 ピン本数 一般：9本/m2 指定：16本/m2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法</td> <td></td> <td></td> <td>樹脂：JIS6024 注入量：25ml/本 注入口：9～16個/m2 ピン本数 一般：9本/m2 指定：16本/m2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>目地ひび割れ部改修工法</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伸縮調整目地改修工法</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎接着剤、ポリマーセメントモルタルの製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎外壁タイル(特殊タイル)については、備蓄がなく、現状において少量の製造も不可能なことから、欠損部等の補修は、現状維持を目的とした補修方法とする。</p>	工法	ひび割れ部	欠損部	浮き部	目地部	樹脂注入工法	工法：自動式低圧 樹脂注入工法 注入量：25ml/本 注入間隔：200mm～300mm 樹脂：JIS6024				リカットシール材充填工法	材料：可とう性樹脂シール材：ポリウレタン系				シール工法	材料：シール材製造所指定				充填工法		材料：樹脂樹脂樹脂樹脂欠損部(1箇所0.25㎡未満)、プライマー・充填材製造所の指定する製品			工法	ひび割れ部	欠損部	浮き部	目地部	樹脂注入工法	工法：自動式低圧 樹脂注入工法 注入量：25ml/本 注入間隔：200mm～300mm 樹脂：JIS6024				タイル部分張替工法		接着剤：一液反応硬化形 変成シリコン接着剤 (JISA6557)	接着剤：一液反応硬化形 変成シリコン接着剤 (JISA6557)		タイル張替工法		工法：マスク張り	工法：マスク張り		アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法			樹脂：JIS6024 注入量：25ml/本 ピン本数 一般：16本/m2 指定：25本/m2		アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法			樹脂：JIS6024 注入量：25ml/本 注入口：12～20個/m2 ピン本数 一般：13本/m2 指定：20本/m2		アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法			注入量：50ml/本 注入口：12～20個/m2 ピン本数 一般：13本/m2 指定：20本/m2		注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法			樹脂：JIS6024 注入量：25ml/本 ピン本数 一般：9本/m2 指定：16本/m2		注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法			樹脂：JIS6024 注入量：25ml/本 注入口：9～16個/m2 ピン本数 一般：9本/m2 指定：16本/m2		注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法			注入量：50ml/本 注入口：9～16個/m2 ピン本数 一般：9本/m2 指定：16本/m2		注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法			樹脂：JIS6024 注入量：25ml/本 注入口：9～16個/m2 ピン本数 一般：9本/m2 指定：16本/m2		目地ひび割れ部改修工法					伸縮調整目地改修工法					<p>4章 外壁 改修 工事</p> <p>3. 仕上げ外壁改修工事</p> <p>◎仕上げの模様、色及びつやは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して、承諾をうけること。</p> <p>◎下地処理（下地のひび割れ部の補修）は、 2. 外壁改修工法の種類及び材料による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>既存塗膜の除去及び下地調整の工法</th> <th>下地仕上</th> <th>下地調整</th> <th>仕上形状</th> <th>工法</th> <th>防火認定</th> <th>上塗材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薄付け仕上げ上塗材 JIS A 6909</td> <td>外装薄塗材Si 可とう形外装薄塗材Si 外装薄塗材E 可とう形外装薄塗材E 防水形外装薄塗材E 外装薄塗材S</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚付け仕上げ上塗材 JIS A 6909</td> <td>外装厚塗材C 外装厚塗材E 外装厚塗材Si</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>複層仕上げ上塗材 JIS A 6909</td> <td>複層塗材CE 可とう形複層塗材CE</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>複層塗材E</td> <td>既存コンクリート打放しVP面塗膜剝離剤にて除去 手ケレン工法+水洗 い(平坦部)、高圧水洗 い(横目地部)</td> <td>コンクリート</td> <td>A種 C-1 防水系</td> <td>ゆず肌</td> <td>ロー塗 (平坦部) 吹付(横 目地部)</td> <td>防火材料 の指定又は 認定品</td> <td>水系 つや有 7リットル系</td> </tr> <tr> <td>複層塗材Si</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>複層塗材RE</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防水形複層塗材OE</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防水形複層塗材E</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防水形複層塗材RE</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可とう形改修用仕上げ上塗材 JIS A 6909</td> <td>可とう形改修塗材E 可とう形改修塗材RE 可とう形改修塗材CE</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。</p> <p>◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。</p> <p>◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていることの確認を受けること。</p> <p>◎シーリング面への仕上げ外壁改修等（行う・行わない）。</p> <p>◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち（簡易接着性試験・引張接着性試験）を行う。ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。</p> <p>◎種類及び施工箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>材質</th> <th>既存</th> <th>施工箇所</th> <th>改修工法</th> <th>寸法</th> <th>接着試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコン</td> <td>撤去</td> <td>建具廻り</td> <td>シーリング再充填工法</td> <td>20×10、15×10</td> <td>簡易</td> </tr> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコン</td> <td>撤去</td> <td>笠木廻り</td> <td>シーリング再充填工法</td> <td>20×10</td> <td>簡易</td> </tr> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコン</td> <td>撤去</td> <td>コンクリート面</td> <td>シーリング再充填工法</td> <td>25×10</td> <td>簡易</td> </tr> <tr> <td>PS-2</td> <td>変成シリコン</td> <td>撤去</td> <td>タイル面</td> <td>シーリング再充填工法</td> <td>10×10</td> <td>簡易</td> </tr> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコン</td> <td>撤去</td> <td>スチール面</td> <td>シーリング再充填工法</td> <td>15×10</td> <td>簡易</td> </tr> <tr> <td>SR-1</td> <td>シリコン</td> <td>撤去</td> <td>ガラス面</td> <td>シーリング再充填工法</td> <td>10×10</td> <td>簡易</td> </tr> </tbody> </table>	種類	既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材	薄付け仕上げ上塗材 JIS A 6909	外装薄塗材Si 可とう形外装薄塗材Si 外装薄塗材E 可とう形外装薄塗材E 防水形外装薄塗材E 外装薄塗材S							厚付け仕上げ上塗材 JIS A 6909	外装厚塗材C 外装厚塗材E 外装厚塗材Si							複層仕上げ上塗材 JIS A 6909	複層塗材CE 可とう形複層塗材CE							複層塗材E	既存コンクリート打放しVP面塗膜剝離剤にて除去 手ケレン工法+水洗 い(平坦部)、高圧水洗 い(横目地部)	コンクリート	A種 C-1 防水系	ゆず肌	ロー塗 (平坦部) 吹付(横 目地部)	防火材料 の指定又は 認定品	水系 つや有 7リットル系	複層塗材Si								複層塗材RE								防水形複層塗材OE								防水形複層塗材E								防水形複層塗材RE								可とう形改修用仕上げ上塗材 JIS A 6909	可とう形改修塗材E 可とう形改修塗材RE 可とう形改修塗材CE							記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験	MS-2	変成シリコン	撤去	建具廻り	シーリング再充填工法	20×10、15×10	簡易	MS-2	変成シリコン	撤去	笠木廻り	シーリング再充填工法	20×10	簡易	MS-2	変成シリコン	撤去	コンクリート面	シーリング再充填工法	25×10	簡易	PS-2	変成シリコン	撤去	タイル面	シーリング再充填工法	10×10	簡易	MS-2	変成シリコン	撤去	スチール面	シーリング再充填工法	15×10	簡易	SR-1	シリコン	撤去	ガラス面	シーリング再充填工法	10×10	簡易	<p>5章 改修 左官 工事</p> <p>1. 一般事項</p> <p>◎下地調整に用いる吸水調整材の使用方法は、製造所の仕様による。</p> <p>◎コンクリート等面の下地及び各塗層層は、清掃のうえ適度の水湿しを行って、次の層の塗り方にかかる。</p> <p>◎モルタルは（現場調合材料・既調合材料）。</p> <p>現場調合材料の場合は標任15.3.2(1)(ア)、既調合材料の場合はJIS A 6916による。</p> <p>◎下地、塗り面等の浮いている部分は、直ちに補修する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用箇所</th> <th>仕上の種類</th> <th>目地の材質</th> <th>防水の有無</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水溝</td> <td>金ごて</td> <td></td> <td></td> <td>建物外周</td> </tr> <tr> <td>排水溝</td> <td>金ごて</td> <td></td> <td>有</td> <td>テラス2</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎防水剤の製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎目地の位置及び寸法は、図示による。</p> <p>◎防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。</p> <p>◎総塗り厚が25mm以上となる場合は、はく落防止工法とする。</p> <p>◎施工箇所（鉄骨階段基礎）</p>	使用箇所	仕上の種類	目地の材質	防水の有無	備考	排水溝	金ごて			建物外周	排水溝	金ごて		有	テラス2
	工法	ひび割れ部	欠損部	浮き部	目地部																																																																																																																																																																																																																																																	
樹脂注入工法	工法：自動式低圧 樹脂注入工法 注入量：25ml/本 注入間隔：200mm～300mm 樹脂：JIS6024																																																																																																																																																																																																																																																					
リカットシール材充填工法	材料：可とう性樹脂シール材：ポリウレタン系																																																																																																																																																																																																																																																					
シール工法	材料：シール材製造所指定																																																																																																																																																																																																																																																					
充填工法		材料：樹脂樹脂樹脂樹脂欠損部(1箇所0.25㎡未満)、プライマー・充填材製造所の指定する製品																																																																																																																																																																																																																																																				
工法	ひび割れ部	欠損部	浮き部	目地部																																																																																																																																																																																																																																																		
樹脂注入工法	工法：自動式低圧 樹脂注入工法 注入量：25ml/本 注入間隔：200mm～300mm 樹脂：JIS6024																																																																																																																																																																																																																																																					
タイル部分張替工法		接着剤：一液反応硬化形 変成シリコン接着剤 (JISA6557)	接着剤：一液反応硬化形 変成シリコン接着剤 (JISA6557)																																																																																																																																																																																																																																																			
タイル張替工法		工法：マスク張り	工法：マスク張り																																																																																																																																																																																																																																																			
アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法			樹脂：JIS6024 注入量：25ml/本 ピン本数 一般：16本/m2 指定：25本/m2																																																																																																																																																																																																																																																			
アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法			樹脂：JIS6024 注入量：25ml/本 注入口：12～20個/m2 ピン本数 一般：13本/m2 指定：20本/m2																																																																																																																																																																																																																																																			
アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法			注入量：50ml/本 注入口：12～20個/m2 ピン本数 一般：13本/m2 指定：20本/m2																																																																																																																																																																																																																																																			
注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法			樹脂：JIS6024 注入量：25ml/本 ピン本数 一般：9本/m2 指定：16本/m2																																																																																																																																																																																																																																																			
注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法			樹脂：JIS6024 注入量：25ml/本 注入口：9～16個/m2 ピン本数 一般：9本/m2 指定：16本/m2																																																																																																																																																																																																																																																			
注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法			注入量：50ml/本 注入口：9～16個/m2 ピン本数 一般：9本/m2 指定：16本/m2																																																																																																																																																																																																																																																			
注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法			樹脂：JIS6024 注入量：25ml/本 注入口：9～16個/m2 ピン本数 一般：9本/m2 指定：16本/m2																																																																																																																																																																																																																																																			
目地ひび割れ部改修工法																																																																																																																																																																																																																																																						
伸縮調整目地改修工法																																																																																																																																																																																																																																																						
種類	既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材																																																																																																																																																																																																																																															
薄付け仕上げ上塗材 JIS A 6909	外装薄塗材Si 可とう形外装薄塗材Si 外装薄塗材E 可とう形外装薄塗材E 防水形外装薄塗材E 外装薄塗材S																																																																																																																																																																																																																																																					
厚付け仕上げ上塗材 JIS A 6909	外装厚塗材C 外装厚塗材E 外装厚塗材Si																																																																																																																																																																																																																																																					
複層仕上げ上塗材 JIS A 6909	複層塗材CE 可とう形複層塗材CE																																																																																																																																																																																																																																																					
複層塗材E	既存コンクリート打放しVP面塗膜剝離剤にて除去 手ケレン工法+水洗 い(平坦部)、高圧水洗 い(横目地部)	コンクリート	A種 C-1 防水系	ゆず肌	ロー塗 (平坦部) 吹付(横 目地部)	防火材料 の指定又は 認定品	水系 つや有 7リットル系																																																																																																																																																																																																																																															
複層塗材Si																																																																																																																																																																																																																																																						
複層塗材RE																																																																																																																																																																																																																																																						
防水形複層塗材OE																																																																																																																																																																																																																																																						
防水形複層塗材E																																																																																																																																																																																																																																																						
防水形複層塗材RE																																																																																																																																																																																																																																																						
可とう形改修用仕上げ上塗材 JIS A 6909	可とう形改修塗材E 可とう形改修塗材RE 可とう形改修塗材CE																																																																																																																																																																																																																																																					
記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験																																																																																																																																																																																																																																																
MS-2	変成シリコン	撤去	建具廻り	シーリング再充填工法	20×10、15×10	簡易																																																																																																																																																																																																																																																
MS-2	変成シリコン	撤去	笠木廻り	シーリング再充填工法	20×10	簡易																																																																																																																																																																																																																																																
MS-2	変成シリコン	撤去	コンクリート面	シーリング再充填工法	25×10	簡易																																																																																																																																																																																																																																																
PS-2	変成シリコン	撤去	タイル面	シーリング再充填工法	10×10	簡易																																																																																																																																																																																																																																																
MS-2	変成シリコン	撤去	スチール面	シーリング再充填工法	15×10	簡易																																																																																																																																																																																																																																																
SR-1	シリコン	撤去	ガラス面	シーリング再充填工法	10×10	簡易																																																																																																																																																																																																																																																
使用箇所	仕上の種類	目地の材質	防水の有無	備考																																																																																																																																																																																																																																																		
排水溝	金ごて			建物外周																																																																																																																																																																																																																																																		
排水溝	金ごて		有	テラス2																																																																																																																																																																																																																																																		
6章 建具 改修 工事	1. 一般事項	<p>◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準（昭和46年建設省告示第109号）」に基づき、安全性を確認すること。</p> <p>◎建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。</p> <p>◎外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。</p> <p>◎施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等があれば、監督員と協議すること。</p> <p>◎防犯建物部品の適用は、建具表による。</p> <p>◎防火戸の指定は建具表による。</p> <p>◎建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。</p>	<p>2. 性能及び構造</p> <p>◎建具の性能及び構造は、ドアセットの場合はJISA4702(ドアセット)、サッシの場合はJISA4706(サッシ)による。</p>	<p>3. 材料</p> <p>◎ステンレス鋼板は、SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>かぶせ工法</th> <th>撤去工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>撤去の範囲</td> <td></td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>既存建具の種類</td> <td></td> <td>アルミサッシ、ステンレスドア</td> </tr> <tr> <td>新設建具の種類</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>建具周囲の補修工法及び範囲</td> <td></td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>シーリングの種類</td> <td></td> <td>変成シリコン系</td> </tr> <tr> <td>サッシアンカー</td> <td></td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>養生範囲</td> <td></td> <td>図示</td> </tr> </tbody> </table>	区分	かぶせ工法	撤去工法	撤去の範囲		図示	既存建具の種類		アルミサッシ、ステンレスドア	新設建具の種類		—	建具周囲の補修工法及び範囲		図示	シーリングの種類		変成シリコン系	サッシアンカー		図示	養生範囲		図示																																																																																																																																																																																																																										
区分	かぶせ工法	撤去工法																																																																																																																																																																																																																																																				
撤去の範囲		図示																																																																																																																																																																																																																																																				
既存建具の種類		アルミサッシ、ステンレスドア																																																																																																																																																																																																																																																				
新設建具の種類		—																																																																																																																																																																																																																																																				
建具周囲の補修工法及び範囲		図示																																																																																																																																																																																																																																																				
シーリングの種類		変成シリコン系																																																																																																																																																																																																																																																				
サッシアンカー		図示																																																																																																																																																																																																																																																				
養生範囲		図示																																																																																																																																																																																																																																																				
	2. アルミニウム製建具	<p>◎防虫網の材質（ステンレス製（SUS316）・ガラス繊維入り合成樹脂製・合成樹脂製）</p> <p>◎防鳥網の材質は、ステンレス（SUS304）線材、線径1.5mm、ピッチ15mmとする。</p> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎建具には製作者名を表示すること。</p> <p>◎結露水の処理方法は図示による。</p> <p>◎既存枠へ新規に建具を取り付ける場合は、原則として小ねじどめとし、とめ付け間隔は、両端を押しえて、中間は400mm以下とする。やむを得ず溶接どめとする場合は、監督員と協議し、溶接部分には鉛酸カルシウムさび止めペイント（JIS K 5629）を1回塗る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用箇所</th> <th>表面の仕上げ</th> <th>曲げ加工の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>STD-1</td> <td>鋼板等：HL くつずり：HL</td> <td>普通曲げ・角出し曲げ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎簡易気密型ドアセットの機密性、水密性は建具表による。</p> <p>◎角出し曲げは、板厚さ1.5mm以上とする。</p> <p>◎金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕様5.8.1による。</p> <p>◎金属製建具に使用する丁番は改標仕様5.8.2による。</p> <p>◎既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。</p>	適用箇所	表面の仕上げ	曲げ加工の方法	STD-1	鋼板等：HL くつずり：HL	普通曲げ・角出し曲げ	<p>3. ステンレス製建具</p> <p>7. 建具用金物</p>																																																																																																																																																																																																																																													
適用箇所	表面の仕上げ	曲げ加工の方法																																																																																																																																																																																																																																																				
STD-1	鋼板等：HL くつずり：HL	普通曲げ・角出し曲げ																																																																																																																																																																																																																																																				

徳島県土木整備部宮繕課	・工事名 R6宮繕 文化の森総合公園 徳・八万 図書館改修工事建築	・図面番号 A-07	事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第157348号 山田 昇
	改修工事特記仕様書 (3)	・縮尺	

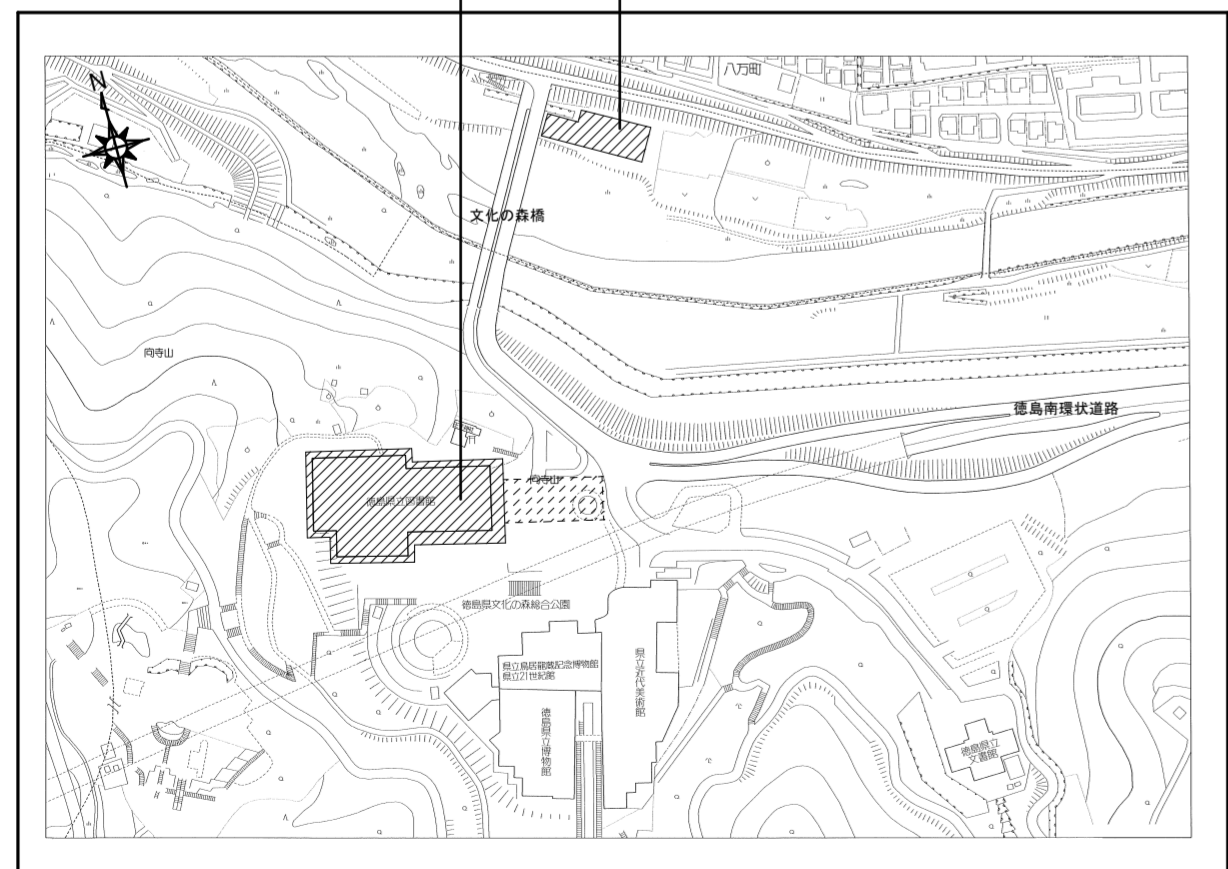
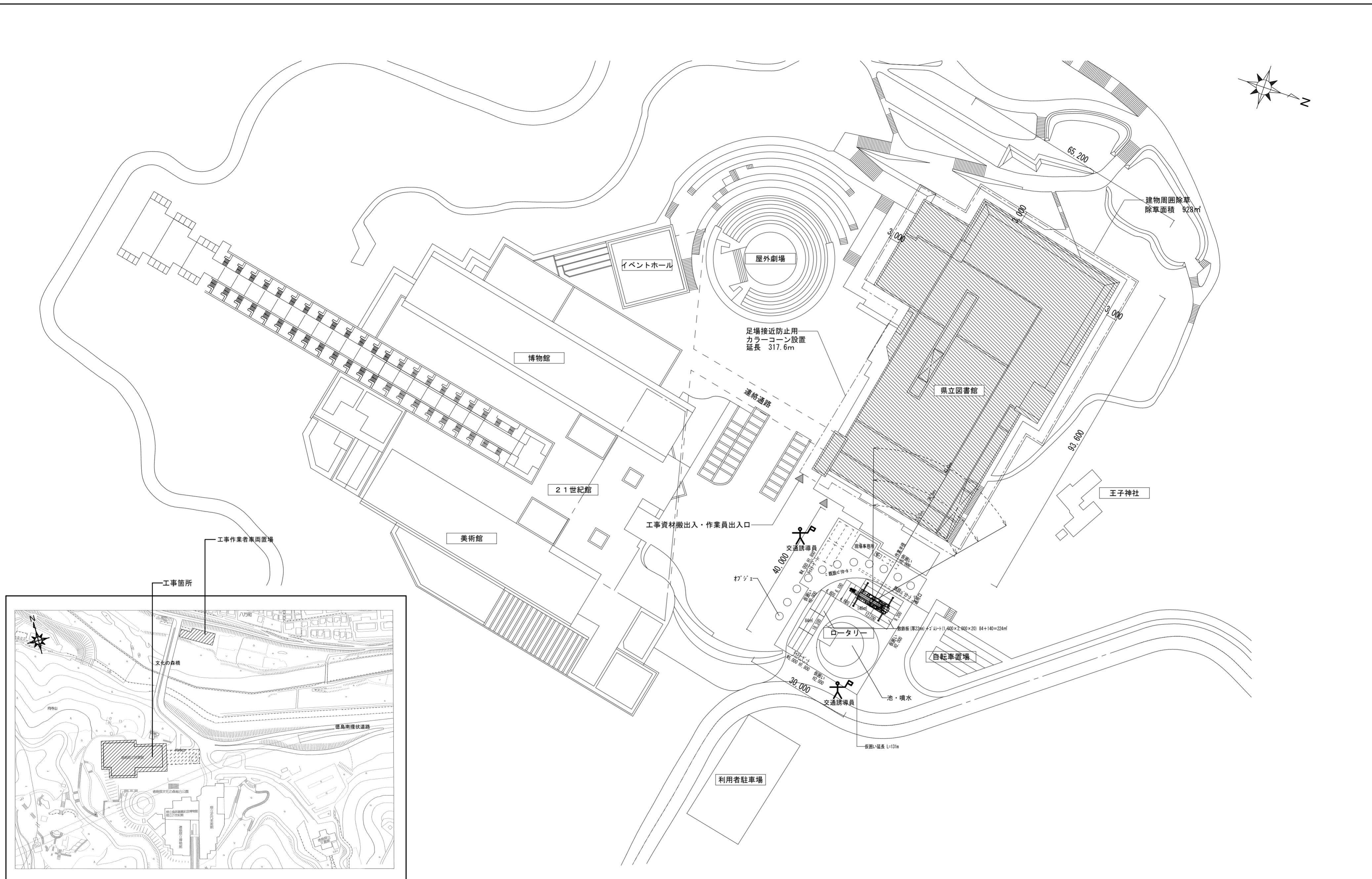
章 項目	特 記 事 項	章 項目	特 記 事 項	章 項目	特 記 事 項																																																																																																																																																										
7 章 建 具 改 修 工 事	<p>◎樹脂製建具に使用する丁番は、改標仕様5.8.3による。</p> <p>◎木製建具に使用する丁番は改標仕様5.8.4による。</p> <p>◎握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレーセント等の取付け位置は図示による。</p> <p>◎マスターキーは、製作する（組）。その他の鍵の製作本数は（組）</p> <p>◎熱線反射ガラス</p> <table border="1"> <tr> <th>板ガラス種類</th> <th>厚 さ</th> <th>日射熱遮蔽性による区分</th> <th>耐久性による区分</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>熱線反射ガラス</td> <td>8mm</td> <td>3種</td> <td>B類</td> <td>スパッタ熱反</td> </tr> </table> <p>◎板ガラス</p> <p>◎外部の網入り硝子等の下辺小口及び縦小口下端の防錆処理を行うこと。</p> <p>◎ガラス留め材の種類</p> <table border="1"> <tr> <th>建具の種類</th> <th>材 種</th> <th>ガラス溝の大きさ</th> </tr> <tr> <td>鋼 製</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルミニウム製</td> <td>シーリング材(シリコン)</td> <td>建具製造所の仕様による。</td> </tr> <tr> <td>ステンレス製</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>木 製</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>樹 脂 製</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>◎防火設備のガラスとめ材は、防火設備認定品とする。</p>	板ガラス種類	厚 さ	日射熱遮蔽性による区分	耐久性による区分	備 考	熱線反射ガラス	8mm	3種	B類	スパッタ熱反	建具の種類	材 種	ガラス溝の大きさ	鋼 製			アルミニウム製	シーリング材(シリコン)	建具製造所の仕様による。	ステンレス製			木 製			樹 脂 製			8 章 内 装 改 修 工 事	<p>・コンクリート打放し仕上げ内壁</p> <table border="1"> <tr> <th>工 法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠 損 部</th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>樹脂注入工法</td> <td>工法：自動式低圧 樹脂注入工法 注入量：25ml/本 注入間隔：200mm～300mm Eポキシ樹脂：JIS6024</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Uカットシーリング材 充填工法</td> <td>材料：可とう性Eポキシ樹脂 シーリング材：シリコン系</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シーリング工法</td> <td>材料：シーリング材製造所指定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>充填工法</td> <td></td> <td>材料：Eポキシ樹脂Eポキシ樹脂欠損部(1箇所0.25㎡未満)、プライマー・充填材 製造所の指定する製品</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>◎ポリマーセメントモルタルの製造所： 評価名簿による。</p> <p>◎タイル張り仕上げ外壁</p> <table border="1"> <tr> <th>工 法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠 損 部</th> <th>浮 き 部</th> <th>目 地 部</th> </tr> <tr> <td>樹脂注入工法</td> <td>工法：自動式低圧 Eポキシ樹脂注入工法 注入量：25ml/本 注入間隔：200mm～300mm Eポキシ樹脂：JIS6024</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイル部分 張替工法</td> <td></td> <td>接着剤：一液反応硬化形 変成シリコン接着剤 (JISA5557)</td> <td>接着剤：一液反応硬化形 変成シリコン接着剤 (JISA5557)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイル張替工法</td> <td></td> <td>工法：</td> <td>接着剤：</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注 入工法</td> <td></td> <td></td> <td>Eポキシ樹脂：JIS6024 充填量：25ml/本 ピン本数 一般： 16本/m2 指定： 25本/m2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注 入工法</td> <td></td> <td></td> <td>Eポキシ樹脂：JIS6024 注入量：25ml/本 注入口：12～20個/m2 ピン本数 一般： 13本/m2 指定： 20本/m2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アンカーピンニング 全面ポリマーセメン トスラリー注入工法</td> <td></td> <td></td> <td>注入量：50ml/本 注入口：12～20個/m2 ピン本数 一般： 13本/m2 指定： 20本/m2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>注入口付アンカー ピンニング部分エポキ シ樹脂注入工法</td> <td></td> <td></td> <td>Eポキシ樹脂：JIS6024 注入量：25ml/本 ピン本数 一般： 9 本/m2 指定： 16 本/m2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>注入口付アンカー ピンニング全面エポキ シ樹脂注入工法</td> <td></td> <td></td> <td>Eポキシ樹脂：JIS6024 注入量：25ml/本 注入口：9～16個/m2 ピン本数 一般： 9 本/m2 指定： 16 本/m2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>注入口付アンカー ピンニング全面 ポリマーセメント スラリー注入工法</td> <td></td> <td></td> <td>注入量：50ml/本 注入口：9～16個/m2 ピン本数 一般： 9 本/m2 指定： 16 本/m2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>注入口付アンカー ピンニングエポキ シ樹脂注入タイル 固定工法</td> <td></td> <td></td> <td>Eポキシ樹脂：JIS6024 注入量：25ml/本 注入口：9～16個/m2 ピン本数 一般： 9 本/m2 指定： 16 本/m2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>目地ひび割れ部改修 工法</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>伸縮調整目地改修 工法</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>◎接着剤、ポリマーセメントモルタルの製造所： 評価名簿による。</p>	工 法	ひび割れ部	欠 損 部			樹脂注入工法	工法：自動式低圧 樹脂注入工法 注入量：25ml/本 注入間隔：200mm～300mm Eポキシ樹脂：JIS6024				Uカットシーリング材 充填工法	材料：可とう性Eポキシ樹脂 シーリング材：シリコン系				シーリング工法	材料：シーリング材製造所指定				充填工法		材料：Eポキシ樹脂Eポキシ樹脂欠損部(1箇所0.25㎡未満)、プライマー・充填材 製造所の指定する製品			工 法	ひび割れ部	欠 損 部	浮 き 部	目 地 部	樹脂注入工法	工法：自動式低圧 Eポキシ樹脂注入工法 注入量：25ml/本 注入間隔：200mm～300mm Eポキシ樹脂：JIS6024				タイル部分 張替工法		接着剤：一液反応硬化形 変成シリコン接着剤 (JISA5557)	接着剤：一液反応硬化形 変成シリコン接着剤 (JISA5557)		タイル張替工法		工法：	接着剤：		アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注 入工法			Eポキシ樹脂：JIS6024 充填量：25ml/本 ピン本数 一般： 16本/m2 指定： 25本/m2		アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注 入工法			Eポキシ樹脂：JIS6024 注入量：25ml/本 注入口：12～20個/m2 ピン本数 一般： 13本/m2 指定： 20本/m2		アンカーピンニング 全面ポリマーセメン トスラリー注入工法			注入量：50ml/本 注入口：12～20個/m2 ピン本数 一般： 13本/m2 指定： 20本/m2		注入口付アンカー ピンニング部分エポキ シ樹脂注入工法			Eポキシ樹脂：JIS6024 注入量：25ml/本 ピン本数 一般： 9 本/m2 指定： 16 本/m2		注入口付アンカー ピンニング全面エポキ シ樹脂注入工法			Eポキシ樹脂：JIS6024 注入量：25ml/本 注入口：9～16個/m2 ピン本数 一般： 9 本/m2 指定： 16 本/m2		注入口付アンカー ピンニング全面 ポリマーセメント スラリー注入工法			注入量：50ml/本 注入口：9～16個/m2 ピン本数 一般： 9 本/m2 指定： 16 本/m2		注入口付アンカー ピンニングエポキ シ樹脂注入タイル 固定工法			Eポキシ樹脂：JIS6024 注入量：25ml/本 注入口：9～16個/m2 ピン本数 一般： 9 本/m2 指定： 16 本/m2		目地ひび割れ部改修 工法					伸縮調整目地改修 工法					8 章 内 装 改 修 工 事	<p>4. 天井改修工事</p> <p>・天井改修 改標仕6.4.2参照</p> <table border="1"> <tr> <th>撤 去 区 分</th> <th>既存壁取合の補修範囲及び内容</th> </tr> <tr> <td>軽天下地は既存照明器具部分以外は維持し、下地石膏ボード、岩綿吸音板共全面撤去</td> <td>現状大型照明器具等を撤去し、台数を倍とした中型照明器具等を新設する工事につき、現状大型照明器具用開口補強は維持させたまま、新たな開口補強を行う。</td> </tr> </table> <p>◎下地材撤去に伴い、床及び取り合い壁に損傷を与えないよう養生を行う。</p> <p>◎既存開口は、周りの下地に合わせて周りの下地と同材で補強する。</p> <p>◎新設の照明器具等の開口は、周りの下地に合わせて周りの下地と同材で補強する。</p> <p>◎天井点検口の取替えによる開口の拡大は、周りの下地に合わせて周りの下地と同材で補強する。</p> <p>◎JIS A 6517の規格品とする。</p> <p>◎スタッド、ランナ等の種類は、（65型）とし、改標仕様6.7.11による。</p> <p>◎出入口及びこれに準ずる開口部の補強は（改標仕6.7.4(5)による）</p> <p>◎ダクト類の開口部の補強にあたり、取付け強度を必要とする場合は、監督職員との協議による。</p> <p>◎JIS A 6517の規格品とする。</p> <p>◎野縁等の種類は、屋外19型、屋外25型とし、改標仕様6.6.11による。（風除室は25型とする）</p> <p>◎耐震性を考慮した補強及び屋外の軒天、ピロティー天井等における耐風圧性を考慮した補強は、図示による。</p> <p>◎既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用する。</p> <p>◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 $V_0 = (36) \text{ m/s}$ 地表面粗度区分 (I・II・III・IV) 積雪区分 建設省告示第1455号 別表(35)</p> <p>◎屋外の野縁受け、つりボルト及びびんサート、野縁の間隔は図示による。</p> <p>◎ダクト等によって、つりボルトの間隔が900mmを超える場合の、補強方法は図示による。</p> <p>◎天井のふところが3m以上の箇所の補強方法は図示による。</p> <p>◎天井下地材における耐震性を考慮した補強方法は図示による。</p> <p>◎屋外の軒、ピロティ等の天井における耐風圧性を考慮した補強は図示による。</p> <p>○「新築時における大規模空間をもつ建築物の天井崩落対策設計方針」（平成18.8.1 徳島県土整備部常務課）に基づく補強対策を行うこと。 用途に関係なく一室が500㎡以上の空間を有する室については国の技術的助言（平成15.10.15 国住指第2402号「大規模空間をもつ建築物の天井崩落対策について」）に基づき『実務者のための既存鉄骨造体育館等の耐震改修の手引きと事例』（平成16.8.20（財）日本建築防災協会、（社）建築研究振興協会発行）P.125（5）全面改修部分を採用し各部材の天井崩落対策を検討するものとする。さらに、一室が200㎡以上の空間を有する室についてはプレースの負担面積、プレース材の配置、ハンガーの設計及びクリップの設計の検討を行うものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>種 別</th> <th>品 質</th> <th>帯電性</th> <th>厚 さ</th> <th>工 法</th> <th>防火性能</th> <th>下 敷</th> <th>品質検査</th> </tr> <tr> <td>カーペット</td> <td>第Ⅲ種</td> <td>グレード</td> <td></td> <td>6.5mm</td> <td>全面接着工法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>◎帯電性はJIS L 1021-16(繊維製床敷物試験方法—第16部:帯電性一歩行試験方法)に基づき、人体帯電圧の値は3kv以下とする。</p> <p>◎タイルカーペットは、消防法(昭和23年法律第186号)に基づく防災性能を有するものとし、防災表示のあるものとする。</p> <p>◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。</p> <p>◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。</p> <p>◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。</p> <p>◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を（行う・行わない）。</p> <p>◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち（簡易接着性試験・引張接着性試験）を行う。ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。</p> <p>◎種類及び施工箇所</p> <table border="1"> <tr> <th>記 号</th> <th>材 質</th> <th>既 存</th> <th>施工箇所</th> <th>改修工法</th> <th>寸 法</th> <th>接着試験</th> </tr> <tr> <td>SR-1</td> <td>シリコーン</td> <td>撤去</td> <td>ガラス面</td> <td>シーリング材再充填工法</td> <td>10×10</td> <td>簡易</td> </tr> </table>	撤 去 区 分	既存壁取合の補修範囲及び内容	軽天下地は既存照明器具部分以外は維持し、下地石膏ボード、岩綿吸音板共全面撤去	現状大型照明器具等を撤去し、台数を倍とした中型照明器具等を新設する工事につき、現状大型照明器具用開口補強は維持させたまま、新たな開口補強を行う。	種 類	種 別	品 質	帯電性	厚 さ	工 法	防火性能	下 敷	品質検査	カーペット	第Ⅲ種	グレード		6.5mm	全面接着工法				記 号	材 質	既 存	施工箇所	改修工法	寸 法	接着試験	SR-1	シリコーン	撤去	ガラス面	シーリング材再充填工法	10×10	簡易
板ガラス種類	厚 さ	日射熱遮蔽性による区分	耐久性による区分	備 考																																																																																																																																																											
熱線反射ガラス	8mm	3種	B類	スパッタ熱反																																																																																																																																																											
建具の種類	材 種	ガラス溝の大きさ																																																																																																																																																													
鋼 製																																																																																																																																																															
アルミニウム製	シーリング材(シリコン)	建具製造所の仕様による。																																																																																																																																																													
ステンレス製																																																																																																																																																															
木 製																																																																																																																																																															
樹 脂 製																																																																																																																																																															
工 法	ひび割れ部	欠 損 部																																																																																																																																																													
樹脂注入工法	工法：自動式低圧 樹脂注入工法 注入量：25ml/本 注入間隔：200mm～300mm Eポキシ樹脂：JIS6024																																																																																																																																																														
Uカットシーリング材 充填工法	材料：可とう性Eポキシ樹脂 シーリング材：シリコン系																																																																																																																																																														
シーリング工法	材料：シーリング材製造所指定																																																																																																																																																														
充填工法		材料：Eポキシ樹脂Eポキシ樹脂欠損部(1箇所0.25㎡未満)、プライマー・充填材 製造所の指定する製品																																																																																																																																																													
工 法	ひび割れ部	欠 損 部	浮 き 部	目 地 部																																																																																																																																																											
樹脂注入工法	工法：自動式低圧 Eポキシ樹脂注入工法 注入量：25ml/本 注入間隔：200mm～300mm Eポキシ樹脂：JIS6024																																																																																																																																																														
タイル部分 張替工法		接着剤：一液反応硬化形 変成シリコン接着剤 (JISA5557)	接着剤：一液反応硬化形 変成シリコン接着剤 (JISA5557)																																																																																																																																																												
タイル張替工法		工法：	接着剤：																																																																																																																																																												
アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注 入工法			Eポキシ樹脂：JIS6024 充填量：25ml/本 ピン本数 一般： 16本/m2 指定： 25本/m2																																																																																																																																																												
アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注 入工法			Eポキシ樹脂：JIS6024 注入量：25ml/本 注入口：12～20個/m2 ピン本数 一般： 13本/m2 指定： 20本/m2																																																																																																																																																												
アンカーピンニング 全面ポリマーセメン トスラリー注入工法			注入量：50ml/本 注入口：12～20個/m2 ピン本数 一般： 13本/m2 指定： 20本/m2																																																																																																																																																												
注入口付アンカー ピンニング部分エポキ シ樹脂注入工法			Eポキシ樹脂：JIS6024 注入量：25ml/本 ピン本数 一般： 9 本/m2 指定： 16 本/m2																																																																																																																																																												
注入口付アンカー ピンニング全面エポキ シ樹脂注入工法			Eポキシ樹脂：JIS6024 注入量：25ml/本 注入口：9～16個/m2 ピン本数 一般： 9 本/m2 指定： 16 本/m2																																																																																																																																																												
注入口付アンカー ピンニング全面 ポリマーセメント スラリー注入工法			注入量：50ml/本 注入口：9～16個/m2 ピン本数 一般： 9 本/m2 指定： 16 本/m2																																																																																																																																																												
注入口付アンカー ピンニングエポキ シ樹脂注入タイル 固定工法			Eポキシ樹脂：JIS6024 注入量：25ml/本 注入口：9～16個/m2 ピン本数 一般： 9 本/m2 指定： 16 本/m2																																																																																																																																																												
目地ひび割れ部改修 工法																																																																																																																																																															
伸縮調整目地改修 工法																																																																																																																																																															
撤 去 区 分	既存壁取合の補修範囲及び内容																																																																																																																																																														
軽天下地は既存照明器具部分以外は維持し、下地石膏ボード、岩綿吸音板共全面撤去	現状大型照明器具等を撤去し、台数を倍とした中型照明器具等を新設する工事につき、現状大型照明器具用開口補強は維持させたまま、新たな開口補強を行う。																																																																																																																																																														
種 類	種 別	品 質	帯電性	厚 さ	工 法	防火性能	下 敷	品質検査																																																																																																																																																							
カーペット	第Ⅲ種	グレード		6.5mm	全面接着工法																																																																																																																																																										
記 号	材 質	既 存	施工箇所	改修工法	寸 法	接着試験																																																																																																																																																									
SR-1	シリコーン	撤去	ガラス面	シーリング材再充填工法	10×10	簡易																																																																																																																																																									
8 章 内 装 改 修 工 事	<p>1. 一般事項</p> <p>◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。</p> <p>◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。</p> <p>①床改修 ・既設床仕上げ材の除去 改標仕6.2.2(1)参照</p> <table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>撤去工法</th> <th>撤去範囲</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル</td> <td>改標仕6.2.2(1)(ア)による</td> <td>全面・一部(図示)</td> <td rowspan="5">床 タイルカーペット (図示) 全面撤去</td> </tr> <tr> <td>合成樹脂塗床</td> <td>機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>フローリング張床</td> <td>改標仕6.2.2(1)(ウ)</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>床タイル</td> <td>改標仕6.2.2(1)(エ)</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>床組</td> <td>改標仕6.2.2(1)(オ)</td> <td>同 上</td> </tr> </table> <p>・コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(2)参照</p> <table border="1"> <tr> <th>下地の状況</th> <th>下地処理方法</th> <th>備 考 欄</th> </tr> <tr> <td>凹凸部処理</td> <td>サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル</td> <td>合成樹脂床の場合</td> </tr> <tr> <td>欠損部 下地モルタル撤去部</td> <td>モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃</td> <td>塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチ オン系樹脂モルタル及びノロ等の補修</td> </tr> </table> <p>◎改修後の床の清掃範囲は図示する。</p> <p>②壁改修 ・コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2(1)参照 ・コンクリート打放し仕上げ内壁 ・大型タイル内壁</p> <p>◎当工事の積算計上数量は、2階部分の調査数量を計上している。</p> <p>◎施工数量は、次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。（設計変更単価は、単価で行う）</p> <p>◎内部足場設置後、施工数量調査を行う。</p> <p>◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者（製造所等）に依頼すること。</p>	種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考	ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面・一部(図示)	床 タイルカーペット (図示) 全面撤去	合成樹脂塗床	機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	同 上	フローリング張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)	同 上	床タイル	改標仕6.2.2(1)(エ)	同 上	床組	改標仕6.2.2(1)(オ)	同 上	下地の状況	下地処理方法	備 考 欄	凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合	欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチ オン系樹脂モルタル及びノロ等の補修	徳島県土整備部常務課	<p>・工事名 R6 常 緑 文化の森総合公園 徳・八万 図書館改修工事建築</p> <p>・図面番号 A-08</p> <p>・縮尺</p> <p>・(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第157348号 山田 昇</p>																																																																																																																															
種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考																																																																																																																																																												
ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面・一部(図示)	床 タイルカーペット (図示) 全面撤去																																																																																																																																																												
合成樹脂塗床	機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	同 上																																																																																																																																																													
フローリング張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)	同 上																																																																																																																																																													
床タイル	改標仕6.2.2(1)(エ)	同 上																																																																																																																																																													
床組	改標仕6.2.2(1)(オ)	同 上																																																																																																																																																													
下地の状況	下地処理方法	備 考 欄																																																																																																																																																													
凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合																																																																																																																																																													
欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチ オン系樹脂モルタル及びノロ等の補修																																																																																																																																																													
		改修工事特記仕様書 (4)																																																																																																																																																													

章	項目	特記事項							項目	特記事項				章	項目	特記事項											
8 章 内 装 改 修 工 事	9. せつこうボードその他 ボード及び合板張り	材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等 の区分	小ねじ・釘 ・接着剤の 種類	下地の 種類	備 考	15. メラミン化粧板	◎施工箇所 低書架天板 厚み 1.2mm	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。 ◎ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	10 章 環 境 配 慮 グ リ ー ン 改 修 工 事	1. アスベスト含有建材の 処理工事 1. 一般事項	◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。 ◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2 (6) により見やすい場所に掲示すること。 ◎既存のアスベスト含有建材の分析結果は（「 負 与する」・ない） ◎事前の施工調査等を改標仕1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。 ・監督員へも結果を提出すること。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。 ◎表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。 ◎アスベスト粉塵濃度測定を（「 行 う」・行わない）。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を（3）部作成し監督員に提出すること。 ・測定場所及び箇所は図示による。測定時期（着手前・施工中・完了後） ◎施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書（関係法令の作業計画内容を含む）を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅滞なく行うこと。 ◎アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。 ◎工法：塗膜剥離剤併用手工具外連工法＋塗膜剥離剤作業後の水洗いまたは高圧洗浄工程。 上記工法と同等以上の効果を有する工法。 ◎除去箇所一覧表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>室 名</th> <th>箇所</th> <th>建 材 種 別</th> <th>面積</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>外 部</td> <td>外壁</td> <td>ｺﾝｸﾘｰﾄ打放面 VP塗 下地調整材</td> <td>約900㎡</td> <td>分析</td> </tr> </tbody> </table> ◎隔離養生等、湿潤化に加えて隔離養生(負圧不要)の措置をすること。 ◎除去したアスベスト含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包すること。 ◎除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。 ◎施工記録等 (1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間保存すること。 (3) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。	階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面積	調査方法	3	外 部	外壁	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放面 VP塗 下地調整材	約900㎡	分析
		階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面積	調査方法																				
		3	外 部	外壁	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放面 VP塗 下地調整材	約900㎡	分析																				
		せつこうボード JIS A 6901の規格品	天井	突付け	12.5mm	不燃										捨貼											
		化粧せつこうボード トラージン繊維 JIS A 6901の規格品																									
		化粧せつこうボード 杉板目プリント JIS A 6901の規格品																									
		吸音用穴あきせつこう ボード JIS A 6301の規格品																									
		無機繊維強化 せつこうボード JIS A 6901の規格品																									
		ロックウール 化粧吸音板 JIS A 6301の規格品	天井	突付け	12mm	不燃																					
		ロックウール吸音材 JIS A 6301の規格品																									
グラスウール吸音材 JIS A 6301の規格品																											
ロックウール保温材 JIS A 9504の規格品																											
木毛セメント板 JIS A 5404の規格品																											
けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品																											
火山性ガラス質複層板 (VSボード) JIS A 5440の規格品																											
普通合板 農林省告示第233号																											
天然木化粧合板 農林省告示第233号																											
特殊加工化粧板 農林省告示第233号																											
難燃合板 農林省告示第1869号																											
その他																											
		◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																									
10. 壁紙張り JIS A 6921	施工箇所	種類	防火性能の級別	素地ごしらえ	不燃材料等の区分	備 考																					
		◎ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の壁紙を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																									
11. セルフレベリング材塗り	◎セルフレベリング材の種類（せつこう系・ セメント ） 塗り厚さ（ 30 ）mm 使用箇所：点字ブロック下地								1. 一般事項	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。 ◎ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	10 章 環 境 配 慮 グ リ ー ン 改 修 工 事	1. 一般事項	◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。 ◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2 (6) により見やすい場所に掲示すること。 ◎既存のアスベスト含有建材の分析結果は（「 負 与する」・ない） ◎事前の施工調査等を改標仕1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。 ・監督員へも結果を提出すること。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。 ◎表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。 ◎アスベスト粉塵濃度測定を（「 行 う」・行わない）。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を（3）部作成し監督員に提出すること。 ・測定場所及び箇所は図示による。測定時期（着手前・施工中・完了後） ◎施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書（関係法令の作業計画内容を含む）を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅滞なく行うこと。 ◎アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。 ◎工法：塗膜剥離剤併用手工具外連工法＋塗膜剥離剤作業後の水洗いまたは高圧洗浄工程。 上記工法と同等以上の効果を有する工法。 ◎除去箇所一覧表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>室 名</th> <th>箇所</th> <th>建 材 種 別</th> <th>面積</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>外 部</td> <td>外壁</td> <td>ｺﾝｸﾘｰﾄ打放面 VP塗 下地調整材</td> <td>約900㎡</td> <td>分析</td> </tr> </tbody> </table> ◎隔離養生等、湿潤化に加えて隔離養生(負圧不要)の措置をすること。 ◎除去したアスベスト含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包すること。 ◎除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。 ◎施工記録等 (1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間保存すること。 (3) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。	階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面積	調査方法	3	外 部	外壁	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放面 VP塗 下地調整材	約900㎡	分析		
	階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面積	調査方法																					
3	外 部	外壁	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放面 VP塗 下地調整材	約900㎡	分析																						
◎シーラーその他の材料は、セルフレベリング材製造所の指定する製品とする。																											
12. 接着剤	◎壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。								2. つや有合成樹脂エマル ションペイント塗り (EP-G)	◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。 ◎ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。	10 章 環 境 配 慮 グ リ ー ン 改 修 工 事	2. つや有合成樹脂エマル ションペイント塗り (EP-G)	◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。 ◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2 (6) により見やすい場所に掲示すること。 ◎既存のアスベスト含有建材の分析結果は（「 負 与する」・ない） ◎事前の施工調査等を改標仕1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。 ・監督員へも結果を提出すること。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。 ◎表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。 ◎アスベスト粉塵濃度測定を（「 行 う」・行わない）。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を（3）部作成し監督員に提出すること。 ・測定場所及び箇所は図示による。測定時期（着手前・施工中・完了後） ◎施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書（関係法令の作業計画内容を含む）を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅滞なく行うこと。 ◎アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。 ◎工法：塗膜剥離剤併用手工具外連工法＋塗膜剥離剤作業後の水洗いまたは高圧洗浄工程。 上記工法と同等以上の効果を有する工法。 ◎除去箇所一覧表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>室 名</th> <th>箇所</th> <th>建 材 種 別</th> <th>面積</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>外 部</td> <td>外壁</td> <td>ｺﾝｸﾘｰﾄ打放面 VP塗 下地調整材</td> <td>約900㎡</td> <td>分析</td> </tr> </tbody> </table> ◎隔離養生等、湿潤化に加えて隔離養生(負圧不要)の措置をすること。 ◎除去したアスベスト含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包すること。 ◎除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。 ◎施工記録等 (1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間保存すること。 (3) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。	階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面積	調査方法	3	外 部	外壁	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放面 VP塗 下地調整材	約900㎡	分析		
	階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面積	調査方法																					
3	外 部	外壁	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放面 VP塗 下地調整材	約900㎡	分析																						
◎ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の断熱材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。																											
13. ブラインド	形 式	横形ブラインド			縦形ブラインド																						
	材 質	耐食アルミ合金																									
14. 天井点検口	開 閉 方 式	電動式																									
	スラット幅	35mm																									
	※既設電源に接続含む																										
	材種	寸法	形式		外枠	内枠																					
	アルミ	600角	一般形	屋内用																							

徳島県土木整備部営繕課	・工事名	R 6 宮緒 文化の森総合公園 徳・八万 図書館改修工事建築	・図面番号	A-09	(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第157348号 山田 昇
	・図面名	改修工事特記仕様書 (5)	・縮尺	—	

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																																																																				
11 章 防 水 改 修 工 事	1. 一般事項	◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等の状況により、設計図書に定められた施工方法によることが不適当な場合は監督員と協議すること。 ◎降雨等に対する養生方法は、（上屋シート養生・下階天井養生・その他（ ））とする。	7. 塗膜防水	◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速Vo= (36) m/s 地表面粗度区分 (I ・ II ・ III ・ IV) ◎絶縁用シート及び可塑性移行防止用シートの材質は、（発泡ポリエチレンシート・ ）とする。 ◎プライマー、増し張り用シート、成型役物、接着剤、仕上塗料、シール材、固定金具、絶縁用テープ等は、ルーフィングシート製造所の指定する製品とする。 ◎固定金具 材質（防錆処理した鋼板、スチール鋼板及びそれらの鋼板の片面又は両面に樹脂を積層加工したもの。） 形状寸法（ $\Phi 86\text{mm} \times \text{厚}0.6\text{mm}$ ） ◎工 法：L4X 種 別：X-2 ◎塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。 ◎プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上げ塗材等は主材料製造所の指定製品とする。	◎アスファルトは、JIS K 2207の規格品3種とする。 ◎端部押さえ金物は、既成アルミニウム製とし、形状寸法は（ 60mm ）とする。 ◎ポリマーセメントモルタル及びポリマーセメントペースト、層間接着用プライマー、アスファルト系下地調整材、改修用ドレン等の材料は、ルーフィング類製造所の指定する製品とする。 ◎ルーフトレンの端部から（ 500mm ・ 300mm ）の防水層及びシーリングを撤去し、ポリマーセメントモルタルで勾配1/2程度に仕上げること。 ◎ドレーンの改修は現状部分のストレーナー、防水押えのみ撤去し、下記の改修ドレーンにて対応する。 ・RD100φ(縦型)→改修用ドレーン95φ ・RD100φ(横型)→改修用ドレーン90φ ・RD75φ(縦型)→改修用ドレーン65φ ・RD150φ(縦型)→改修用ドレーン140φ ・RD75φ(横型)→改修用ドレーン60φ ・RD125φ(横型)→改修用ドレーン115φ ◎補修箇所の形状、長さ、数量等は図示する。 ◎合成高分子系ルーフィングシートは、JIS A 6008の規格品とする。	◎工事名 R 6 営繕 文化の森総合公園 徳・八万 図書館改修工事建築 ・図面番号 A-10 (株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第157348号 山田 昇																																																																																																						
	2. 改修工法の種類及び工程	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>POS1工法(S1-M2)</th> <th>POS1工法(S1-M2)</th> <th>POS1工法(S1-M2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工箇所</td> <td>屋根1~12</td> <td>室外機置場1~2</td> <td>テラス(2)</td> </tr> <tr> <td>1 既存保護層(立上り部等)撤去等</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2 既存保護層(平場)撤去等</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3 既存断熱層撤去等</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4 既存防水層(立上り部等)撤去等</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5 既存防水層(平場)撤去等</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>6 既存下地の補修及び処置</td> <td>可塑性移行防止用シート敷設</td> <td>可塑性移行防止用シート敷設</td> <td>可塑性移行防止用シート敷設</td> </tr> <tr> <td>7 防水層の新設</td> <td>塩ビ樹脂系ルーフィングシート(1.5mm)の固定金具による固定(軽歩行用の砂付シートは2.0mmとする)</td> <td>塩ビ樹脂系ルーフィングシート(1.5mm)の固定金具による固定(軽歩行用の砂付シートは2.0mmとする)</td> <td>塩ビ樹脂系ルーフィングシート(砂付2.0mm)の固定金具による固定</td> </tr> <tr> <td>8 断熱材の新設</td> <td>硬質ウレタンフォーム50d</td> <td>硬質ウレタンフォーム50d</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9 保護層の新設</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		工 程			POS1工法(S1-M2)	POS1工法(S1-M2)	POS1工法(S1-M2)	施工箇所	屋根1~12	室外機置場1~2	テラス(2)	1 既存保護層(立上り部等)撤去等	—	—	—	2 既存保護層(平場)撤去等	○	○	○	3 既存断熱層撤去等	○	○	○	4 既存防水層(立上り部等)撤去等	—	—	—	5 既存防水層(平場)撤去等	—	—	—	6 既存下地の補修及び処置	可塑性移行防止用シート敷設	可塑性移行防止用シート敷設	可塑性移行防止用シート敷設	7 防水層の新設	塩ビ樹脂系ルーフィングシート(1.5mm)の固定金具による固定(軽歩行用の砂付シートは2.0mmとする)	塩ビ樹脂系ルーフィングシート(1.5mm)の固定金具による固定(軽歩行用の砂付シートは2.0mmとする)	塩ビ樹脂系ルーフィングシート(砂付2.0mm)の固定金具による固定	8 断熱材の新設	硬質ウレタンフォーム50d	硬質ウレタンフォーム50d	—	9 保護層の新設	—	—	—	◎特記仕様書、改修仕及び標準仕以外は、主材料製造所の仕様による。 ◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等の状況により、設計図書に定められた施工方法によることが不適当な場合は監督員と協議すること。 ◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。 ◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。 ◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。 ◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を（行う・行わない）。 ◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち（簡易接着性試験・引張接着性試験）を行う。ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。 ◎種類及び施工箇所																																																										
	工 程	POS1工法(S1-M2)		POS1工法(S1-M2)			POS1工法(S1-M2)																																																																																																					
	施工箇所	屋根1~12		室外機置場1~2			テラス(2)																																																																																																					
	1 既存保護層(立上り部等)撤去等	—		—			—																																																																																																					
	2 既存保護層(平場)撤去等	○		○			○																																																																																																					
3 既存断熱層撤去等	○	○	○																																																																																																									
4 既存防水層(立上り部等)撤去等	—	—	—																																																																																																									
5 既存防水層(平場)撤去等	—	—	—																																																																																																									
6 既存下地の補修及び処置	可塑性移行防止用シート敷設	可塑性移行防止用シート敷設	可塑性移行防止用シート敷設																																																																																																									
7 防水層の新設	塩ビ樹脂系ルーフィングシート(1.5mm)の固定金具による固定(軽歩行用の砂付シートは2.0mmとする)	塩ビ樹脂系ルーフィングシート(1.5mm)の固定金具による固定(軽歩行用の砂付シートは2.0mmとする)	塩ビ樹脂系ルーフィングシート(砂付2.0mm)の固定金具による固定																																																																																																									
8 断熱材の新設	硬質ウレタンフォーム50d	硬質ウレタンフォーム50d	—																																																																																																									
9 保護層の新設	—	—	—																																																																																																									
3. 既存下地の補修材料	◎脱気筒を（設ける・設けない）。 ◎機械式固定工法の場合は、引抜き試験の結果に基づき、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。	◎たてどい受金物の取付けは図示する。 ◎ルーフトレンの取付けは図示する。 ◎アルミニウム押し形材は、JIS H 4100によるA6063Sの規格品とする。 ◎付属部品の材料は、主材料製造所の仕様による。 ◎主な構成部材の種類は（押し出し 350、300 形、製品幅 350、300 mm、呼称板厚 2.0mm）とする。 ◎本体の表面処理は（BA-1種）とする。 付属部品の表面処理は、主材料製造所の仕様による。 ◎既存笠木は撤去（する・しない）。 下地の補修工法は、均しモルタルの上への塗膜防水とする。 ◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 Vo= (36) m/s 地表面粗度区分 (I ・ II ・ III ・ IV) 積雪区分 建設省告示第1455号 別表 (35) ◎屋内については、漏水試験を行う。 ◎防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による（ 3 ・ 5 ・ 7 ・ 10 ）年間の防水工事性能保証書を提出すること。																																																																																																										
4. ルーフドレン回りの処理	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 法</th> <th rowspan="2">種 別</th> <th colspan="2">シート</th> <th colspan="2">断熱材</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>種 類</th> <th>厚 さ</th> <th>種 類</th> <th>厚 さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">POS S4S</td> <td>S-F1</td> <td></td> <td>mm</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S-F2</td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S-M1</td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S-M2</td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">S3S</td> <td>S-F1</td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S-F2</td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">M4S</td> <td>S-M1</td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S-M2</td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">POS1 S3S1 S4S1 M4S1 P1S</td> <td>SI-F1</td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>SI-F2</td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>SI-M1</td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>SI-M2</td> <td>塩ビ樹脂系</td> <td>1.5, 2.0</td> <td>硬質ウレタンフォーム 保温板2種1号</td> <td>50d</td> <td>屋根1~12,テラスの 室外機置場1~2</td> <td>機械固定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>S-C1</td> <td></td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工 法	種 別	シート		断熱材		施工箇所	備 考	種 類	厚 さ	種 類	厚 さ	POS S4S	S-F1		mm	/				S-F2		mm				S-M1		mm				S-M2		mm				S3S	S-F1		mm					S-F2		mm					M4S	S-M1		mm					S-M2		mm					POS1 S3S1 S4S1 M4S1 P1S	SI-F1		mm					SI-F2		mm					SI-M1		mm						SI-M2	塩ビ樹脂系	1.5, 2.0	硬質ウレタンフォーム 保温板2種1号	50d	屋根1~12,テラスの 室外機置場1~2	機械固定		S-C1		mm					◎この材種（ ） ◎防露材の品質について、ホルムアルデヒドの発散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により、確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量がF☆☆☆☆の防露材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 ◎たてどい受金物の取付けは図示する。 ◎ルーフトレンの取付けは図示する。 ◎アルミニウム押し形材は、JIS H 4100によるA6063Sの規格品とする。 ◎付属部品の材料は、主材料製造所の仕様による。 ◎主な構成部材の種類は（押し出し 350、300 形、製品幅 350、300 mm、呼称板厚 2.0mm）とする。 ◎本体の表面処理は（BA-1種）とする。 付属部品の表面処理は、主材料製造所の仕様による。 ◎既存笠木は撤去（する・しない）。 下地の補修工法は、均しモルタルの上への塗膜防水とする。 ◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 Vo= (36) m/s 地表面粗度区分 (I ・ II ・ III ・ IV) 積雪区分 建設省告示第1455号 別表 (35) ◎屋内については、漏水試験を行う。 ◎防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による（ 3 ・ 5 ・ 7 ・ 10 ）年間の防水工事性能保証書を提出すること。
工 法	種 別			シート		断熱材				施工箇所	備 考																																																																																																	
		種 類	厚 さ	種 類	厚 さ																																																																																																							
POS S4S	S-F1		mm	/																																																																																																								
	S-F2		mm																																																																																																									
	S-M1		mm																																																																																																									
	S-M2		mm																																																																																																									
S3S	S-F1		mm																																																																																																									
	S-F2		mm																																																																																																									
M4S	S-M1		mm																																																																																																									
	S-M2		mm																																																																																																									
POS1 S3S1 S4S1 M4S1 P1S	SI-F1		mm																																																																																																									
	SI-F2		mm																																																																																																									
	SI-M1		mm																																																																																																									
	SI-M2	塩ビ樹脂系	1.5, 2.0	硬質ウレタンフォーム 保温板2種1号	50d	屋根1~12,テラスの 室外機置場1~2	機械固定																																																																																																					
	S-C1		mm																																																																																																									
5. 既存下地の補修及び処理	◎脱気筒を（設ける・設けない）。 ◎機械式固定工法の場合は、引抜き試験の結果に基づき、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。	◎たてどい受金物の取付けは図示する。 ◎ルーフトレンの取付けは図示する。 ◎アルミニウム押し形材は、JIS H 4100によるA6063Sの規格品とする。 ◎付属部品の材料は、主材料製造所の仕様による。 ◎主な構成部材の種類は（押し出し 350、300 形、製品幅 350、300 mm、呼称板厚 2.0mm）とする。 ◎本体の表面処理は（BA-1種）とする。 付属部品の表面処理は、主材料製造所の仕様による。 ◎既存笠木は撤去（する・しない）。 下地の補修工法は、均しモルタルの上への塗膜防水とする。 ◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 Vo= (36) m/s 地表面粗度区分 (I ・ II ・ III ・ IV) 積雪区分 建設省告示第1455号 別表 (35) ◎屋内については、漏水試験を行う。 ◎防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による（ 3 ・ 5 ・ 7 ・ 10 ）年間の防水工事性能保証書を提出すること。																																																																																																										
6. 合成高分子系ルーフィングシート防水	◎脱気筒を（設ける・設けない）。 ◎機械式固定工法の場合は、引抜き試験の結果に基づき、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。	◎たてどい受金物の取付けは図示する。 ◎ルーフトレンの取付けは図示する。 ◎アルミニウム押し形材は、JIS H 4100によるA6063Sの規格品とする。 ◎付属部品の材料は、主材料製造所の仕様による。 ◎主な構成部材の種類は（押し出し 350、300 形、製品幅 350、300 mm、呼称板厚 2.0mm）とする。 ◎本体の表面処理は（BA-1種）とする。 付属部品の表面処理は、主材料製造所の仕様による。 ◎既存笠木は撤去（する・しない）。 下地の補修工法は、均しモルタルの上への塗膜防水とする。 ◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 Vo= (36) m/s 地表面粗度区分 (I ・ II ・ III ・ IV) 積雪区分 建設省告示第1455号 別表 (35) ◎屋内については、漏水試験を行う。 ◎防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による（ 3 ・ 5 ・ 7 ・ 10 ）年間の防水工事性能保証書を提出すること。																																																																																																										

徳島県県土整備部営繕課	・工事名 R 6 営繕 文化の森総合公園 徳・八万 図書館改修工事建築 ・図面番号 A-10	(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第157348号 山田 昇
	・図面名 改修工事特記仕様書(6)	・縮尺



付近見取図

全体配置図 1/700

徳島県県土整備部営繕課	・工事名 R6 営繕 文化の森総合公園 徳・八万 図書館改修工事建築 ・図面名 付近見取図・全体配置図	・図面番号 A-11 ・縮尺 1/700	(株)徳島総合コンサルタント1級建築士事務所 事務所登録 徳島県知事登録 第21105号 徳島市北沖洲4丁目6-62 TEL664-8031 FAX664-8034 管理建築士 1級建築士第157348号 山田 昇
-------------	--	-------------------------	---

施工にあたっての留意事項

- この工事は、外壁の改修工事を行いつつ、屋根等の防水改修及び内部の一部(2階床・壁・天井等)をリニューアル工事するものであるが、当該図書館は休館とするものの、他の施設については運営を継続しながらの施工となるため、運営に影響の無い様に十分配慮しなければならない。また、休館期間の変更は許されないため、別途工事も合わせた詳細工程を作成し、施設管理者と調整しながら、確実に工事を終了させなければならない。
 - 別途設備工事との取合が発生することから、建築・設備の総合図のとりまとめや、現場の進行管理等、本改修工事の全体調整は、本工事受注者が積極的に行うこと。
 - 図書館以外の施設は運営しながらの改修工事となるため、工事範囲内外を問わず、関わる全ての場所において、整理整頓、清潔の保持、仮設物の点検を日常的に実施する等、施設関係者の安全・衛生確保に努めること。
- ◎外部足場については、外壁改修工事及び防水改修工事にて供用することから、作業の重複を避けるため、屋根ごとに下記作業工程に分類し、外壁改修、足場解体、防水改修、足場解体等の作業手順を整理することとする。

I 工程	II 工程	III 工程	IV 工程	V 工程
屋根1、屋根2、屋根3、屋根7、 屋根8	屋根4、屋根5、屋根6、 室外機置場1	屋根9、屋根10、 室外機置場2	屋根11、屋根12、屋根13	テラス(2)

全体参考工程表

